

平成21年 第4回

猪名川上流広域ごみ処理施設  
組合議会（定例会）会議録

平成21年8月19日開会

平成21年8月19日閉会

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

# 目 次

◎応招議員	1
◎審議結果	2
◎第1日会議録（8月19日）	
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席を求めた者	4
○事務局職員	4
○議事日程・付議事件	5
○会議の顛末（速記録）	6～64
----- 開 会 -----	
議長あいさつ	6
管理者あいさつ	6
議員の出欠報告	6
----- 開 議 -----	
諸般の報告	6
日程第1 会議録署名議員の指名	6
日程第2 会期の決定	7
日程第3 一般質問	7
○谷 義樹君	7
1. 「停電事故に係る調査報告書」について	
2. 「環境保全協定」締結地域外の住民に対する不具合の説明について	
3. 周辺地に設置されている端末モニターについて	
○平岡 譲君	15
1. 施設内における不適合事象防止の為の取り組みについて	
2. 施設監視体制の充実について	
3. 今後における環境保全委員会のあり方について	

○宮坂満貴子君 ..... 23

- 1. 炉立ち下げ・立ち上げ時の窒素酸化物・一酸化炭素および水銀の排ガス基準値超過の問題について
- 2. 連続運転中における排ガス基準値超過について

○秋元美智子君 ..... 28

- 1. 4月20日の不適合事象（火災警報の誤作動）の調査結果およびごみピット火災予防に向けた検知システムの確立について
- 2. ペットボトルの搬入基準への組合姿勢について

----- 休 憩 -----

----- 再 開 -----

○黒田美智君 ..... 35

- 1. 「恐喝未遂事件」におけるお金の授受について
- 2. 管理運営体制について

日程第4 議案第12号 ..... 43

日程第5 認定第1号 ..... 45

----- 休 憩 -----

----- 再 開 -----

管理者あいさつ ..... 63

議長あいさつ ..... 63

----- 閉 会 -----

第4回 猪名川上流広域ごみ  
処理施設組合議会（定例会）

応 招 議 員

審 議 結 果

+

+

+

+

+

# 第 1 日 会 議 録

+

平成 2 1 年 8 月 1 9 日

+

+

+

+

## 員 議 招 応

1 番	福 田 長 治	2 番	松 田 恭 男
3 番	梶 田 忠 勝	4 番	前 田 貢
5 番	谷 義 樹	6 番	美 谷 芳 昭
7 番	安 田 忠 司	8 番	宮 坂 満 貴 子
9 番	久 保 義 孝	1 0 番	岩 田 秀 雄
1 1 番	今 中 義 明	1 2 番	岩 城 重 義
1 3 番	新 賀 保	1 4 番	植 村 壽 雄
1 5 番	秋 元 美 智 子	1 6 番	黒 田 美 智
1 7 番	平 岡 讓	1 8 番	西 谷 八 郎 治

( 1 8 名 )

+



+

## 審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果	備 考
議 案 1 2	平成 2 1 年猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正 予算 (第 3 回)	21. 8.19	21. 8.19	可 決	
認 定 1	平成 2 0 年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳 入歳出決算の認定について	〃	〃	認 定	

+

+

+

第4回 猪名川上流広域ごみ  
処理施設組合議会（定例会）

応 招 議 員

審 議 結 果

+

+

+

+

+

# 第 1 日 会 議 録

+

平成 2 1 年 8 月 1 9 日

+

+

+

+

◎ 出席議員

1番	福田	長治	2番	松田	恭男
3番	梶田	忠勝	4番	前田	貢
5番	谷	義樹	6番	美谷	芳昭
7番	安田	忠司	8番	宮坂	満貴子
9番	久保	義孝	10番	岩田	秀雄
11番	今中	義明	12番	岩城	重義
13番	新賀	保	14番	植村	壽雄
15番	秋元	美智子	16番	黒田	美智
17番	平岡	讓	18番	西谷	八郎治

(18名)

◎ 欠席議員

+

## ◎ 説明のため出席を求めた者

管 理 者	大 塩 民 生
副 管 理 者	池 田 勇 夫
副 管 理 者	真 田 保 男
副 管 理 者	中 和 博
会 計 管 理 者	篠 木 満 司
事 務 局 長	水 越 保 治
次長(総務担当)	渡 部 秀 男
兼 総 務 課 長	
次長(施設管理担当)	井 上 功
兼 施 設 管 理 課 長	

## ◎ 事 務 局 職 員

書 記	小 竹 温 彦
書 記	住 野 智 章

◎ 議事日程・付議案件

日 程 番 号	議案番号	議 案 名
1		会議録署名議員の指定
2		会期の決定
3		一般質問
4	議 案 1 2	平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第3回）
5	認 定 1	平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算の認定について

+



◎会議の顛末（速記録）

開 会 午前10時00分

○議長（岩田秀雄君） おはようございます。

それでは、ただいまより平成21年第4回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は補正予算、平成20年度歳入歳出決算の認定等を審議する重要な議会であります。議案の内容につきましては、後ほど管理者から説明がございしますが、議員各位の綿密周到なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

本議会のご審議にご精励くださいますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

開会に当たり、管理者からごあいさつをいただきます。管理者。

○管理者（大塩民生君） おはようございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成21年第4回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の中にもかかわりませず、ご参会をいただき、まことにありがたく、皆様のご精励に対し、深く敬意を表する次第でございます。

なお、後ほど私からご提案申し上げます案件は、平成21年度補正予算（第3回）及び平成21年度決算認定の2件でございます。諸議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

まことに簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） まず、本日の議員の出欠をご報告いたします。

全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

まず、諸般の報告をいたします。地方自治法第121条の規定により、理事者の出席を求めていますのでご報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名
-----------------

○議長（岩田秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

議長において、2番松田恭男議員、3番梶田忠勝議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日19日、20日の2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

### 日程第3 一般質問

○議長（岩田秀雄君） それでは、日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告を受けておりますので、順序に従って、順次発言を許します。

5番、谷 義樹議員。

○5番（谷 義樹君） 議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問をいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

4月から本格稼働を開始したということで、まず、安全・安心とこれを第一に施設の運転をお願いしたいわけですが、特に最近、不適合事象というのが何件か発生しております。その内容、特に今回、停電事故にかかわる調査報告書というのをいただきましたので、この内容をもとに再発防止、そこにある程度、絞って質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いただきました停電事故にかかわる調査報告書の内容、再度、ちょっと質問したい内容についての事項の確認をまずやっていきたいと思っております。

この内容の経緯によりますと、まず、発生が6月11日、9時12分ということになります。9時27分ごろから事故対応に入ったと。それで事故対応の具体的な内容につきましては、この報告書によりますと、電気主任技術者が受電室に出向き、各ラインの絶縁抵抗を測定していくと。この結果、施設内容のショートなどの電気事故が発生した場合の事故検出用の設置型計器用変圧器、これEVTと呼んでおりますけれども、その絶縁抵抗が不良と判断したと。次に、10時55分にそのEVTを取り外し、関西電力からの復電を開始したと。その後、0時7分に1回目の停電に関して、関西電力の阪神営業所より2名が来所して意見交換の中で、このEVTの絶縁測定、絶縁抵抗の不良の判断については誤認ではないかという指摘を受けてますね。その後、0時45分に2回目の停電が発生し

+

ております。そして、その2回目の停電で各ラインの絶縁抵抗を順次測定し、異常がないことを確認して、午後1時20分、EVTを挿入し、通電を開始したと。こういう事実の経緯になっております。

この中で、2回目の停電がなぜ起こったかという説明につきましては、2回目の停電の原因は1回目の停電の原因調査に際し、原因の可能性があるEVTを取り外したが、EVTに異常はなく、また、必要部品であったことから発生したことが判明していると、こういうように書かれております。

あわせて、これ、言いますと、7月22日に議員総会がありまして、そのときに私、質問させてもらった内容によりますと、EVTは挿入されていたが、2度目の停電が発生したというふうな接触不良を起こしてですね、発生したと、そういう説明を受けました。このときは時間都合もありまして、そのとき、質問終わったわけですが、どうもこの説明の内容が理解しがたいということで、今回、改めて質問させてもらうことにしました。

この以上の事実に基づきまして、まず、お聞きしたい内容、1点目は、関西電力との話でEVTの絶縁、抵抗不良の判断は誤認ではないかというふうな指摘があったということについて、どういう事実に基づいてそういう指摘があったのか、この点お聞きしたいと思います。

それから、二つ目は、2度目の停電時は、EVTは取り外していたのか、それとも、ここでは接触不良やという説明と両方が出ております。明らかに取り外しとった結果、2回目の停電が起こったという説明をしながら、あえてこの前の20日の説明の中では接触不良があったんですと、そういった形の説明がありましたんで、一体、つけてたのか、取りつけが悪かったのか、この点を明確にお願いしたいと思います。特に、このEVTについては2万2,000ボルトの電圧を切りかえるようなそういう装置なんで、そう簡単に取り外すなり、取りつけができないというふうには私は思っているわけで、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

それから、当然、この調査報告書を受けて、不適合事象の対策委員会、これが持たれると思いますけれども、この不適合事象の報告の中身でもって十分原因が理解されたのか、この中で再発防止策が出てきているわけですが、この報告書でもって原因としては、私が今、申しましたような内容についての、ちょっと読んだ限りは説明が不十分でないかなという感じがするわけですが、その中で果たしてこの出てくる再発防止策、これが適切なものであるのかどうか、そこら辺の委員会での判断の内容、お聞きしたいと思います。

それから、大きな2点目ですけれども、今回のを含めまして、いろんな不具合事象に対する住民説明の部分です。これ、それ以降いただきましたいろんな資料でもって、ある程度、事実は私も理解したわけですが、まず、環境保全協定を締結されている地区については直接、ご説明があったということですが、それ以外は恐らくホームページとか、そうしたいろんな行政の資料でもって住民に周知がされていると思いますけど、その実態についてまずお聞きしたいと思います。

内容としては、ホームページに掲載されている内容、それから、それぞれ組合の機関紙でも、これ、

年2回ですかね、発行されるのは。その中では、当然、不具合事象も掲載されているわけですが、別途、そのタイミング、新聞の方は報道が出ますんでね。どうなってんねんとか、そういった意味の問い合わせが結構、私らも聞くわけですけども、そういったタイミングを考えたような徹底の仕方、これがないのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、大きな三つ目ですけども、それぞれのこれ、設置場所も私、詳しく知りません。たまたまその地区にある集会所の中に端末モニターがついておりまして、そこに表示が出るようになっておりますけれども、この設置に至った経緯、場所と経緯、それから、実際にモニター見てても、何が表示されているのやわかりません。多分、相当な経費かかって、そういう設備がついているんやと思いますけれども、果たしてそれを見てね、見た者がどういう判断したらええんか。特に、私、今回、初めてそういうことを経験しております、この組合の関係。何か数字が出てくるだけで、これ、何のためについているのかという、そういうふうに思った場合に、十分な説明がなされていないのか、そんなふうに感じますし、そこら辺の経緯並びに具体的なそういう役割、地域に対する周知の状況、そういった点についてお聞きしたいと思います。

一応、1回目の質問、それで終わりにしますんで、よろしくをお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の停電事故調査報告書に関してのご質問の1番目、EVTの絶縁抵抗不良の判断は誤認ではないかという関電側の指摘の具体的内容のご質問でございます。

EVTとは、接地型計器用変圧器と言いますが、施設内で電気事故が発生した場合の事故検出用として重要な役割を持っている機器であります。6月11日の停電時の対応につきましては、既にご報告させていただいておりますが、停電からの復旧に当たりましては、施設内事故ではないかと考えて、電気主任技術者の指揮のもと、いろいろ調査をしました。その中で、高圧側配線の絶縁抵抗を測定したところ、抵抗がありませんでしたので、どこかで短絡が起こっていると考えました。その短絡はEVTが原因かもしれないと、EVTを引き抜いて測定したところ、抵抗が出ましたので、EVTの絶縁抵抗不良と判断し、EVTを引き抜いて復旧したところでした。

12時過ぎに関西電力職員が停電事故調査の一環で来所され、施設内の対応を説明したところ、当センターのEVTを設置した施設構成としては、高圧側配線で絶縁抵抗がないのが正常であり、したがって、EVT絶縁抵抗不良の判断は誤りではないかという指摘があったということでございます。

2番目のご質問でございますが、2度目の停電時、EVTはどうなっていたかということですが、EVTは引き出しのように押し込んで装着され、引き抜いて外すようになっており、引き抜いておりました。

3番目のご質問の2度目の停電原因はEVTを取り外していたことによるものでして、その方法は

EVTが施設内で電気事故が発生した場合の事故検出用として重要な役割を持っていることから、明らかに誤った処置であり、不適合事象対策委員会でも検討するまでもなく、報告したところでありませぬ。

次に、質問の2点目、環境保全協定締結地域外の住民に対する不適合事象の説明についての1番目で、新聞報道された不適合事象だけでも、ホームページの掲載以外に別の手段で報告できないかとお尋ねでございますが、区分1、区分2は別としまして、区分3の不適合事象の報告につきましては、組合議会、環境保全委員会、環境保全基本協定を結んでいる周辺地域に報告することとし、一般への周知はインターネットホームページとしております。確かに、新聞報道された場合、多くの住民の方にご心配をおかけすることとなりますが、適宜に対応する手段が見当たらないことから、現行の対応にならざるを得ないと考えております。

次に、組合広報「森の泉」や構成1市3町の広報への不適合事象の掲載についてのお尋ねでございますが、1番目のご質問の一般周知の関係や紙面の関係、また、構成市町の広報の場合、その原稿締め切り期日などを踏まえ、対応を検討したいと考えております。

3点目の周辺地区に設置されている排ガス濃度表示板についてのご質問でございますが、まず、設置場所は川西市黒川地区の黒川・新滝・横路共同会館、能勢町野間出野区の野間出野集会所、同じく能勢町田尻下区の田尻下区会場の3カ所でございます。

設置に至るまでの経過でございますが、周辺3地区との話し合い、環境保全基本協定締結に向けての話し合いの中で設置が決まったもので、当該環境保全基本協定書でも設置することが明文化されております。目的としては、周辺地域住民の皆様がいつでも排ガスの状況を確認できることで安心していただくためのものであります。

次に、2番目の排ガス濃度表示板の表示の関係ですが、排ガスの濃度がスクロール表示されるというのは、設置に係る話し合いの段階で住民の方にご説明申し上げております。表示されている数値が基準値内なのかどうか、ご確認いただくために基準値を表にしたものを表示板の裏側に取りつけております。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 5番。

○5番（谷 義樹君） ご回答いただきました。この内容について、2回目の質問をやっていきたいと思っております。

まず、最初のEVTの絶縁抵抗不良の判断についてですけれども、当初、測定した結果、絶縁抵抗が出なかったということで、関電とのやりとりの中で、これは当然、6キロ側ですね、ゼロになるんちゃうかということがあって、6キロ側の結線が恐らくスターの結線になっとなつて、中性点が設置されとるんじゃないかなと、私はそういうふう判断するわけですけれども、そこら辺のその電気技術者

の絶縁抵抗の測り方ですね。当然、設備を理解した上で測られておったら、そんな変な判断は恐らくないと思うんですけども、そこら辺のことの再発防止策というんかね、基本的なメガの当たり方の教育がね、果たしてこの中で出てきたのかどうか。組合として、当然、絶縁抵抗がゼロになるという事実については、結線状を確認されて、その中でこの再発防止策というのを確認されたのかどうか、その点をさらに回答いただきたい、そのように思います。

言うたら、電気の不良を判定する場合にね、メガ測定というのはほんまに基本的な機械なんですわ。そのね、操作がね、指摘されてね、ひよっとしたら間違うてたかわからへん言うようなそんなことになっとなつて、結果的に間違うてたという結論はまだ出してないわけでしょう。これ、ちょっとあいまいやと思うんですね。やっぱりこれからもいろんな構内事故っていうのは起こり得るわけやから、その機器の扱いについてはね、やっぱり再教育なり、これ、徹底してもらわんことには、とりあえず、不良と判断しました。外しました。それが原因で2回目の事故が起きました。こんなええかげんなやり方でやっている限りは、これはやっぱり再度、発生するという危険性は十分含んでいると思います。そのメガの取り扱いですね。そこら辺に対する教育というのを、これから、どのようにしていかれるのか。教育というほどのものでもないんですけどね、内容的には。当然、結線わかつたらわかる内容やと思うんですけどね。そこら辺のゼロになつた原因というんかね、絶縁抵抗が。そういう点も十分、この組合としては把握した上で、再発防止策考えていただきたいと思いますので、その点を再度、確認したいと思います。

それから、これ、あれですか。EVTを取り外しとったことが原因で2回目とまったということやけど、この前の22日の説明では何かつけたけれども、それが接触不良を起こしとったことが原因でね、一時電気は送ったんやけど、それが一定期間たった中で、その接触が不良が発生したことによって、2回目の停電が起きましたという説明、最後にありましたよ。だから、私、聞きたいのは、つけとったんか、外しとったのか。それから、つけとったとすれば、そういう2万2,000の機械で接触不良が起るようなこと、普通は考えにくいわけやねんけども、設備見てないんで、何とも判断ようしませんけれどもね。実際に接触不良を起こすような機器があるとすれば、それに対する直接の対策、再発防止策、これがここに目を向けんことにはね、また、2回目のそういう事故が起るといいう可能性があるわけですね。だから、つけとったんか、外しとったんか。外しとって起こったとすれば、私はほかに原因があると思うんですね。その2回目の停電の原因がね。そら、外しとったことによって起きた事故かも知らんけれども、外しとったけれども、実際に電気送れてたとすれば、その中で2回目の停電が起ったことについては、別の原因が考えられるわけですわ。その点、ここの検討委員会で対策委員会ですか、不適合事象の対策委員会でこの報告を受けて、十分、その原因を究明されたのかどうか。究明されたとすれば、この場で十分わかる説明をいただきたいんです。それをせんことには、また2回目のそういった事故が起る可能性、これ十分に含んでますんで、その点、再度、

+

説明をいただきたいと思います。

それから、不適合事象の住民周知の関係ですけれども、私、ちょっとこれ、質問書きながら、この項目、読み飛ばしまして、そういうことを含んで説明いただきましたけれども、「森の泉」自体はこれは、半年に1回ということで、これ、一定のタイミングあると思います。ところが、それぞれの行政のどういうのかな、市報なり町報については、大体、最低、月1回発行されるということで、時期的にはおくれるにしろね、そういった情報を載せることによって、ああ、こうやったんかという形で、それぞれの地区の市民なり住民が一定の理解を示すということにつながると思いますんで、今現在、検討中やということですが、ぜひとも、それは申し合わせによって徹底して連絡するように、これ、事象の1から2で結構やと思いますけれども、そういった点、何とか最低限の申し合わせをお願いしたいということで、再度、その件の答弁をお願いしたいと思います。

それから、あと、これ、端末モニター、実際に裏見たら書いているんですか。なかなかね、そこまで目行き届きませんわ。さーっと走りながら、ああ、数字が出てると。そやけど、その数字がええねやろうか、悪いんやろか、何かちょっとやっぱり異常値が出た場合は表示が変わるとかね、そこまで裏見て、数字見て合わせてどうのこうのっていうようなことが、ふつう一般的じゃないと思うんでね、もうちょっとわかりやすい方法に改善できないかどうか。こら、あんまりしつこいこと申しませんが、そういったことが考えていただけるようやったら、そういう検討をお願いしたいということで、今の現在で言えるような答弁、その内容に絞ってお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問にします。よろしくをお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） まず、停電の関係でございますけれども、電気主任技術者として、原因調査をした内容が、基本的な部分で間違っているのではないかというふうなことだったと思いますけれども、前回の議員総会での説明の中では、誤った判断の原因としまして、関西電力側のまず停電であることの確認を怠ったことと、単独運転検出装置が機能しているだろうという判断から、センター内の事故と思ひ込んだということが根本的にまずございます。

その結果、EVTが原因でないかという判断をしてしまったということでございますが、今、ご指摘のような点、電気主任技術者の知識に少し不十分な点があったのではないかというふうには思っております。この点については、運転管理会社の中での再教育できちっと対応していきたいというふうを考えております。EVTを外していたのかということでございますけれども、これは先ほどご答弁申し上げましたように、外しておりました。

それと不適合事象対策委員会での検討でございますけれども、不適合事象対策委員会と申しますのは、焼却施設、リサイクルプラザの各部門の責任者を委員として構成しておりまして、原則月1回開催をしておるわけでございますけれども、この間に発生した不適合事象等を事務局から報告したり、

あるいは事故防止についての共通認識を図る、あるいは情報交換をするといったことをやっておるわけでございます。今回の停電の事象については、先ほども申し上げましたように、明らかに誤った処置でございますので、検討するというのではなく、事務局の方から報告をさせていただき、ご確認をいただいたといったところでございます。

運転管理をしておりますJFE環境サービスは事故発生当時から連携して対応しておりまして、先ほど申しました教育訓練も含めまして、停電時の対応として不適合事象を報告時に説明させていただいたような対策をとったということでございます。

次に、住民への周知の問題でございますけれども、確かにホームページだけが唯一の手段であるというのは少し十分な周知にはなっていないかなという思いもでございます。したがって、何らかの方法を講じて、一般の住民の皆様にも周知していくことを考えていくべきだというふうに思っております。

タイミングの問題というのがございまして、森の泉はご指摘のように1年に2回ということで、それでもその中でその間に起こったことを載せるということは可能だろうというふうにも思いますし、1市3町の広報紙というのは、非常に紙面的には窮屈な状態であるということはお聞きしております。もちろんこれを載せていただくということについては、十分な調整をする必要があるかと思いますが、これも締め切り期日が結構早い時期になっておりまして、タイム的には遅くなるというふうな嫌いがございます。

それとモニターの関係でございますけれども、モニターにつきましては、基準値を超過する値が出た場合の表示の方法などを変えてみてはどうかというふうなことなんですけれども、費用の問題等もあろうかと思っておりますので、そのあたりは一度、メーカー等々にも問い合わせたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 5番。

○5番（谷 義樹君） そしたら、最初の質問、もう3回目ということですので、これ、最後になりますんでね、最初の停電事故に関して、再度、確認したいと思います。

これも22日になります。フェイル・セーフシステムというのかな、これに該当するかどうか別にして、EVTを外しとった場合に電気送れまっかということを私、聞きました。そしたら、システム的にはこれを外しとったら電気は投入できませんと、そういう仕組みになっておりますという説明がありました。ところが、これ、EVTを外しとって電気送っているわけですね、最初の停電の後。

多分、これ、手動うんかね、私、手動といいますけど、です。それで、操作したら電気は投入できるんじゃないかなと、EVTを外しとつてもね。ところが外したEVTに、それを忘れてしまって、自動運転に入ったと。そのときにひよっとしたら電気とまってしもたん違うかなと。これが2回目の



停電でないかなと、私はそういうふうに思うんですよ。何か接触不良という話がありましたけど、先ほどの何回も聞いております質問の中では、外してましたと、はっきり言われているわけですね。ところがその前に外しとったら電気は送れませんという説明も合わせた場合にね、恐らくそこら辺の操作ミスがあったのでないかなというそういう気がするわけです。

この検討委員会、中身言うてます。対策委員会ですか。ここでそこら辺の理屈がね、理解されたのかどうかね。これ、原因がはっきりしなければ、再発防止策というのは違った防止になってしまいますよ。だから、どうして、EVTを外してて、2回目の停電が起こった原因ですね。これ、やっぱりもうちょっと徹底して追求すべきやと私は思います。接触不良やとか、何かこれ、接触不良やって、この前、メーカーから説明してましたね。そんな取り外しとったやつが接触不良なんていう言葉がね、実際、説明として出てくること自体がね、やっぱり大きな問題やと思うんですよ。

だから、そのメーカーとの直接のやりとりを私らできるタイミング、この前しかなかったわけですが、やっぱり当然、この対策、不適合事象の対策委員会、こら、当然、出てきて説明受けるわけですからね、本当に外しとって、何でその2回目の停電が起こったかについてはね、やっぱりそういう立場にいてる人が徹底して追求してもらわんことには、本当の原因というんかね、停電した原因はつかまれへんということになるわけですね。

そこについて、この検討委員会の中で、本当にこの最終報告を了解されたのかどうか。これ、最初にお聞きしました。事務局として、この報告書を了解されたのですかということをお聞きしました。そして、説明を受けただけやという程度の何か説明で、理解されたのかどうかについては、私は十分、返事もうたと思っておりません。今の内容含めましてね、再度、この報告書、停電事故の報告書、これについて、本当のとまった、2回目の停電の原因、これを徹底して追求していただきたい、そない思います。そうせんと、本当の対策出てきません、これは再発防止策は。

3回目、最後になりますけど、その点の説明をよろしくお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 今、専門的な部分でいろいろご指摘をいただきました。不適合事象対策委員会と申しますのは、先ほどもご説明申し上げましたように、各部門の責任者が委員として出席しまして、ある意味では不適合事象の報告を聞き、そして、その共通認識をして、事故防止の意識を向上させるという趣旨での開催が多くあるわけでございます。おっしゃっているような深い部分までの原因の究明という部分については、この委員会では行っておりません。事実上は、運転管理をしておりますJFE環境サービスとのその対応の中で、いろいろ意見交換をしてきたというのが実態でございます。

今、いろいろご意見もいただきました。やはり同じようなことが起こらない、同じような措置はしないというふうには考えておりますけれども、今のご意見を踏まえまして、さらにその原因を究明で

きるようにしてまいりたいというふうを考えております。よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 17番、平岡 謙議員。

○17番（平岡 謙君） ただいま議長より発言の許可をいただきました川西市の平岡 謙でございます。

通告に従い、大きく三つについて質問をさせていただきます。

大きな1番目、施設内における不適合事象防止のための取り組みについてでございます。

国崎クリーンセンターが稼働いたしまして、ここ数カ月の間に停電による排ガス異常や溶融飛灰固化物の鉛の溶出基準の超過、洗煙排水処理水の漏えい、小規模火災など、不適合事象が頻繁に発生しております。その都度、委託業者、事務局による検証が行われ、対応策や業務上の改善が現在、行われているところでございます。しかしながら、機器類の破損や装置の故障を除いた不適合事象のほとんどは事前チェックの機能強化の充実、あるいは基本的な運転管理を正しく行うことで未然に防げたものであると私自身思います。

事故をなくすためには、日常のチェックの強化、教育訓練も大切でございますが、やはり運転員相互における不適合事象に対しての問題意識の共有、意思疎通の場が必要であると考えております。そういった場を現在、設置をされているのかどうか、設置されているのであれば、どのような取り組みをなされているのか、お伺いをいたします。

具体的には、JFE環境サービス内での事故防止のための取り組み、事務局における事故防止のための取り組み、JFE、事務局共同による事故防止のための取り組みについて、お伺いをいたします。

二つ目の質問でございます。施設監視体制の充実についてでございます。

2月の定例議会で事務局が答弁された内容におきまして、施設監視体制としてコスト面や運営面について監視するためには、専門性や特殊性が必要であるため、別の組織で対応することを検討している。また、機器の維持管理、点検整備に係る調査業務を専門性のある機関で発注、対応していきたいと実に前向きなご発言がありました。その2点につきまして、現在の進捗状況をお伺いをいたします。

三つ目の質問でございます。今後における環境保全委員会のあり方について。

環境保全委員会の役割については、前定例会でも質問させていただきましたが、今回も環境保全委員会のあり方について2点ほど質問をさせていただきます。

1、名称の変更についてでございます。

委員会の任務については、設置要綱にもありますように、一つ目が排出負荷及び周辺環境状況調査計画に関する事項、二つ目がこれらの調査結果に関する事項、三つ目が施設稼働状況の監視に関する事項であります。

この三つの任務を簡単に言えば、周辺環境の監視、施設稼働状況の監視であり、施設全体を監視をしていくというふうにも読めます。施設稼働後の現在においては、排ガス、排水異常や施設事故など

+

の不適合事象についての監視、また、原因究明と対策についても議論がなされ、周辺住民の信頼を確保することに委員さんが努められておられるのが現状だと思います。

環境保全委員会委員の皆様方は、環境基準を満たした運転状況をデータに基づき監視するだけでなく、安全・安心稼働に係る施設全般の監視をされておられる、そういった意味では環境保全委員会という名称は現行なじまないと思うわけであります。

もちろん環境保全委員会委員の皆様にお諮りすることを前提に、この際、猪名川上流広域ごみ処理施設等監視委員会というような名称に改めるべきだと思うのですが、見解を伺います。

二つ目、環境保全委員会委員の選任及び任期についてでございます。

平成17年5月から今日まで、環境保全委員会は施設建設から住民の安心を確保するという重要な役割を担ってこられました。そして、本年4月より本格稼働し、当委員会の存在はますます重要性を増しておるところでございます。委員の皆様方も日々研さんをされ、専門的知識も蓄積をされ、住民のために多忙の中で頑張っておられます。

過日、組合区域住民代表委員との間で行った懇談の中でこんな意見がございました。委員の任期は2年であります。組合区域住民代表委員の選出は公募であるため、応募者多数の場合は抽せんとなり、2年で全員が、がらっと入れかわることも予想をされます。新しく選出された委員さんたちは一から過去の経緯や問題点、知識をみずから得なくてはなりません。膨大な資料の読み方や専門的な知識の習得は大変である。そんな意見を伺いました。混乱をする中で、私は委員さんたちは本当に熱心で新しく選出される委員に過去の経緯や問題点、知識等を正確に継承してあげたいという思いが強くあることを痛切に感じました。

そこでまた提案でございますが、住民代表について2年任期はそのままで、毎年委員の2分の1を改選し、歴代委員の意思、継承を図るべきと思いますが、ご見解をいただきます。

以上、最初の質問を終わらせていただきます。回答をよろしく申し上げます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、平岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の不適合事象防止のための取り組みについてであります。これまでに不適合事象の原因については、議員ご指摘のとおり運転管理に起因するものが多く、一部に設計・施工に問題があったもの等ありまして、その原因に応じて対応を図っていくべきと考えております。

まず、運転管理の問題につきましては、第一義にはそれを請け負ったJFE環境サービスの対応が問題となりますが、それを突き詰めるとやはり運転管理に携わる個々の人員の資質にかかわる部分で、個人差や不十分な点があったのではないかと考えております。これには技術レベルの問題と事故防止に対する問題意識の差があると考えており、JFE環境サービスでは、技術については教育訓練の繰り返し、問題意識については朝礼や終礼、ミーティング等において訓示やディスカッションで意識づ

けを行って向上を図っております。

また、組合職員ともども、問題意識のレベル向上のため、施設の日常点検時に定期的に組合職員も同行する取り組みを始めたところであります。

運転管理の問題に係る組合の対応としましては、最終的な施設管理責任者として運転管理の状況のチェックに不十分さがあつたものと認識しており、外部機関の援助を受けながら、機能強化を図りたいと考えております。

次に、設計・施工上の問題への対応であります。これについては議員ご指摘のとおり、日常の監視機能を強化することが重要でありまして、組合及びJ F E環境サービス双方で、不適合事象の芽を摘みとる早い段階で発見できるよう、注意深く施設を見守っていきたいと考えております。

また、そのため、組合とJ F E環境サービス間で不適合事象対策委員会のみならず、報告や打ち合わせ時等、さまざまな機会をとらえて、情報交換に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の施設監視体制についてのご質問であります。現在、灰溶融施設を含む焼却処理施設の運転管理はJ F E環境サービスへ委託しており、また、別途、施設点検整備業務はJ F Eエンジニアリングへ委託して実施しております。これらの執行管理業務を組合事務局が総括しているところではありますが、組合事務局として未経験の部分や専門的知識が不十分なところもございます。これらを補完・強化するため、組合としては外部機関から主に技術的視点から助言、指導を受けることが必要であると考えております。現在、これらの業務を委託できる機関の情報を収集しておりまして、できるだけ早く業務委託契約を締結したいと考えております。

次に、ご質問の3点目、今後における環境保全委員会のあり方についてで、その1番目で環境保全委員会という名称が現実的な面でないと思いますので、名称変更してはどうかのご提案であります。組合といたしましては、もし、会議の役割と名称に乖離がある場合、その名称を変更していくことはやぶさかではないと考えております。確かに、国崎クリーンセンターが本格稼働したことから環境保全委員会の確認する内容が工事に伴うものから、稼働に伴うものへと変化してきております。

こうした状況を踏まえ、今後、環境保全委員会の議論の中で、重点を置く項目が変化してくることは十分予想されます。ただ、当面は当初の環境影響評価書で決められた事後調査についての検証を中心として、施設稼働における環境影響に関して、安全・安心を確認いただくのが最大の目的であり、全体的に環境面からの施設の稼働状況を議論していただくことが中心であります。こうしたことから、現時点においてはその内容と名称に大きな乖離はないと考えております。

次に、2番目で委員の任期についてのご提案であります。

環境保全委員会の住民委員におかれては、環境問題やプラントの構造等の専門知識の習得にも努力をされ、時には厳しいご意見をちょうだいすることもございます。環境保全委員会に対し、真摯に取り組んでいただいていることに対し、感謝申し上げますとともに、そのご努力に対し、敬意を表すると

ころです。事務局といたしましても、わかりやすい資料、説明を心がけ、工夫もしていきたいと考えております。

さて、ご提案の住民代表委員の任期であります。現在、2期目の委員の任期が満了し、3期目の委員の選任の手続を進めております。この委員の任期のあり方について環境保全委員会のご意見も伺いながら、今後、検討していきたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 17番。

○17番（平岡 譲君） どうもご回答ありがとうございました。再質問に移らせていただきます。

施設内における不適合事象防止のための取り組みということで回答があったわけなんです。個々の人員の質に問題があるというところから、じゃ、これをどう改善してみたいのかなというところが、私自身、知りたい部分があるんですが、不適合事象対策検討委員会ですか、そういったところが月1回行われているようなことを私の前の質問の中でおっしゃった部分があるんですが、JFE環境サービス内で不適合事象についての対策委員会、いわゆる事故防止のための取り組みというのがどう行われているのかなというのが見えないんです。あるいは事務局、あるいはJFEと共同で開催されるような不適合事象に関する防止対策についての取り組みというの、何かはっきりした部分が見えないという部分で再質問をさせていただきたいんですけども。

やはり施設や大きなプラント工場あるいは運営管理の上で、大きな事故が起こりそうなそういった職場に関しては、昔から品質管理いわゆる人材あるいは運営上の部分での事故を防ぐというようなグループ単位での事故防止に対する取り組みがさまざまな企業、あるいは団体等で行われているのは周知の事実でございます。

最近、いろんな企業の施設におきます事故防止という観点の中で対策委員会が、もちろんごみ処理施設でもやっていかねばならないという部分で私、申し上げるんですが、事故防止のための取り組み、目的であるとか内容、公表に至るまでしっかりした取り組みが必要だと私自身は感じるわけでもございます。

先日、施設内で停電事故が発生しまして、排ガス異常を来し、社会的な問題として大きく新聞等にも取り上げられたのも記憶に新しいところでもございます。委託業者もヒューマンエラーがあったと認めておまして、先ほど事務局から説明がありましたように、ヒューマンエラー、運転管理ミスがほとんどであるというようなことも先ほど伺ったんですが、いわゆるマニュアルどおりに作業が進められていなかったこと、また、教育訓練時に行った指差し呼称も徹底されていなかったことが判明しております。施設の運転作業は班体制により焼却炉班4班、灰溶融炉班2班で実施をされております。班体制の運営で運転員それぞれの作業内容が違っていても、だれ一人として指差し呼称を守らない、あるいは注意もしない。横の連携がとられていないような体質があったとしたら、ヒュ

一マンエラーによるミスはなくなると断言はできるわけでありませぬ。このような職場では大きな事故が起こる可能性は極めて高い。このことを申し上げておきます。

ハインリッヒの法則ということで、皆さんよく聞かれると思ひ、よくご存じだと思ひますが、ハインリッヒの法則とは、事故防止委員会を持たれている職場の中ではよく語られる部分があります。1941年にアメリカの損保会社に勤めるハインリッヒが事故や災害について調査した結果、確立した法則でございます。その法則とは1件の重大事項の裏には29件のかすり傷程度の軽微な事故があつて、さらにその後ろにはヒヤリとしたり、ハツとして、冷や汗が流れるような事例が300件潜んでいるというものであります。ある意味、事故は確率現象であるということです。そして、たとえ少しでもヒヤリとした経験をしたとき、同じ背景には重大事故につながるような要因があるのだということ認識し、十分な対策を立てていれば、重大事故が未然に防げるという考え方でございます。

具体的な例を申し上げます。2004年3月26日、東京の六本木ヒルズで自動回転ドア死亡事故というのがありました。ところがこの事故はたまたま運悪く起こつたわけではありませぬでした。その後の調べでその前にも過去32件の小さな事故があつたことがわかりました。それにもかかわらず、会社役員やメーカー側、大きな事故という認識をしていなかったと何ら有効な対策を講じていなかったことが判明しております。その小さな事故が起こつたときにちゃんと対策を取つていたなら、この死亡事故は起こらなかつたと思ひます。そして、この33分の1という確率もハインリッヒの法則にほぼ合致しているという報告もございませぬ。いわゆる十分な対策を立てておれば、重大事故が未然に防げるというこういった考え方こそがこの施設に必要であると思ひます。

やはり不適合事象対策防止委員会というところ、月1回、どのような形でというところをまた後で答えていただきたいんですが、そういったものより事故防止対策委員会という形の中で、事故報告書あるいはヒヤリ・ハツ報告書の定着、その報告書をもとに事故の統計を取る。より正確な状況の把握に努めながら、定例的にそれぞれのグループでの事例検討を行う。運転員相互の啓発、事故原因の究明や防止策などの検討などを行う。さまざまな事象に対して経験を学び、対応力を身につける上においても、事故防止委員会を定期的開催することは意義あることだと私自身思ひわけでございませぬ。

各班によりますグループ活動としての事故防止委員会の開催や事務局と委託事業者、管理責任者、班の責任者による施設事故防止委員会の開催を提案をします。

施設が24時間体制で厳しい勤務状況でなかなか集まるといふ部分については、大きな工夫が要るかと思ひますが、検討していただけませぬか。ご見解をいただき、お願ひをいたします。

2番目の施設監視体制の充実についてでございます。

現在、外部機関から助言を受けるために、情報収集をしているという部分で前向きに今も検討されておりますといふことなんですが、今年度予算の中でそういった部分も計上していきたいといふのが2月の定例議会の中であつたわけなんですが、いわゆる施設の監視体制、もちろん市民が監視する。

あるいは財務面とかそういった分に関しましては、専門知識が要するということで、会計責任者、外部会計管理者というような会計監査をできるような外部の機関がいいんでしょうが、そういったところを検討されているのかどうか。あるいは、維持管理、点検整備に係る調査業務につきましては、現在はJFEエンジニアリング等がそういった部分で助言を事務局の方にされていると思うんですが、知識豊富な外部の機関という部分で情報収集を現在しているということで、前向きにご発言が今もあったんですが、いつごろを目途にどういった形で進められていくのか、ちょっと再質問をさせていただきます。

それと3番目、今後における環境保全委員会のあり方についてでございます。

名称の変更につきましては、大きな目的に現在、乖離がないという部分で環境面からのチェックを重点的にしていただくという形で、現行どおりやっていくようなことをおっしゃったわけなんですけれども、役割に大きな今後、乖離がある場合については検討もやぶさかでないというようなお言葉があったんですが、実際、環境、外部、周辺環境を監視するという部分で考えますと、やはり施設全体を監視をしなければ、周辺の環境というのをきちっと監視をすることができないというふうに思うわけなんです。排ガスあるいは排水の異常におきましても、やはり施設全体が正常に稼働をしておるということが一つの大きな環境を守るための条件でございますので、やはり周辺環境に及ぼす影響から監視をするわけではなくて、中からきちんと稼働状況を含めて事業全体を監視するというところが流れがスーッと今いっているというのがありますので、環境保全委員会の役割と言いますと、なかなか専門的な部分は除きまして、やっぱり市民から見た視点の中でやはり施設内におけます焼却炉、灰溶融炉含めた、あるいはリサイクルプラザも含めたごみの質、あるいは副生物に関しても、いろんな意見も出されておるというような部分があります。

あるいは停電不適合事象につきましても、やはりそれを押さえれば、環境は守られるというような定義の中で現在、動いていただいていると思いますので、やはりこういった部分をとらまえて、環境保全委員会、次回の開催時、組合議会の中でこういった意見があったよということを申し上げていただいて、環境保全委員会の名称の変更、現行に即した形の中でしっかりと市民が監視をするというような形の中で検討をしていただきたいと思います。この1点について、答えられたらよろしく願います。

それと、任期のことでございます。7月31日まで次のね、第3期目の環境保全委員会の応募があったわけでございます。周辺地域住民代表ということで、川西市3名、猪名川、豊能、能勢、各1名、計6名で編成をされておるところでございます。何度も申し上げて申しわけないんですが、環境保全委員会の住民代表の皆さん、かなりお勉強もされてまして、専門的な用語であるとか、専門的な知識をかなり進んでお勉強をされて、物すごく知識、豊富な方がたくさんいらっしゃるのも現実です。それをやはり新しい委員さんにどうつないでいくのか。あるいは、今まで起きた事故等の実証につい

でどういった考え方があって、ここまでたどりついたんやというような経緯、そういったところをきちんとつないでいきたいという思いがございますので、任期についても2年任期で全体が変わるということを想定すれば、どこかで集まって継承してあげたいのに、なかなか時間的にも都合がつかないという部分がありますので、2年任期の中で1年で半数を改選する。川西市がちょうど3名、能勢、猪名川、豊能で各1名ですから、3名ですから、それで毎年、任期は2年のままで毎年、半分ずつ改選していけば、そのままつながると思いますので、こういったところも環境保全委員会の中で検討をしていただきたいという、それが前提があるわけですから、その辺も再度、申し上げておきます。幾つか質問させていただいたんで、それについて回答をお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、事故防止に関しての組織というふうなことでございますけれども、現在、不適合事象対策委員会という各部門の責任者が委員を務める委員会がございまして、これが原則、月1回、開催をしまして、不適合事象の報告とそれとともに、それぞれ部門でいろいろお気づきになられた点などを出していただいて、みんなで共通認識を図る、あるいは対応策なども一定、話をするというふうなことでなっております。

不適合事象の非常に難しい専門的な知識が要る分については、なかなか議論として深めるというのが難しいところもあるわけがございますけれども、やはりそうしたことを積み重ねていくことによって、事故防止に対する意識の向上、あるいはそれぞれの従業員の方への周知というふうなことがこれからもっと徹底していただけるように、まずはこの対策委員会の組織の中で進めてまいりたいというふうに考えております。

それと外部機関からの支援といいますか、助言、指導というふうな部分でございますけれども、現在、考えておりますところは、やはり主に技術的な部分での助言をいただこうというふうなことで考えております。情報収集というふうなことで、先ほど申し上げておりますけれども、ほぼ絞り込んできている段階でございまして、それこそできるだけ早く業務委託契約を結んでいきたいというふうに考えております。

環境保全委員会の名称でございますけれども、これにつきましては、最初にご答弁を申し上げましたように、現時点ではその内容と名称に大きな乖離はないのではないかとというのが私どもの認識でございます。

また、これも同じ答弁で恐縮でございますけれども、委員の任期につきましては、また、これはこういう考え方ということで、環境保全委員会の方のご意見もお伺いして検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。



○議長（岩田秀雄君） 17番。

○17番（平岡 譲君） 最後の質問でございます。

施設内における不適合事象防止のための取り組みということで、月1回やっている、不適合事象対策委員会という報告をもとに気づかれた点、対応策等を図っていくというようなことでしょうか。各部門からの責任者が集まって、それと事務局と合同でされているという部分があるんですが、原因とか原因の究明、あるいはその結果、それについての対応というところで、きちんとやられていると思うんですが、その責任者、班なのか、溶融炉部分から責任者1人なのか、あるいは焼却炉部門から2人なのか、3名なのか、それちょっとわからないんで、その辺のことも教えていただきたいことと、その不適合事象防止対策委員会の中で出た結果ですよね。その結果が各運転員にどういうふうな形で伝わっているのか、その意識とかという部分の共有をどういう形で行っているのか、最後お伺いをいたします。

それと環境保全委員会のあり方について大きな乖離はないという部分でおっしゃったんですけども、やはり今からはその施設稼働状況の監視、これがメインになろうかと私自身思います。その監視ができない、できないというか、踏み込んで具体的に監視が突っ込めないという部分があると、非常に不信という部分が環境保全委員会の皆様の心に抱かれるというようなことで、いろいろそういったお話も委員さんの方からも聞いたことがございますので、やはり施設全体を監視するという形に持って行っていただきたい。これは要望で結構でございます。1点だけ最後の質問に答えていただきたい。

以上です。質問を終わります。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 不適合事象対策委員会でございますけれども、先ほどから何度か申し上げておりますように、委員の構成は各部門の責任者で構成されております。具体的に申し上げますと、焼却施設部門から1名、それとリサイクル部門のそれぞれの部門がございます。そこから1名ずつ出ております。そうしたことで、不適合事象を個々のより専門的な部分というのは、例えば、プラント内での不適合事象でありますと、なかなかそれについての知識を共有しているというわけではありませぬので、まずは私どもの方から起こった事象を報告し、対応策を報告し、今後の対策再発防止に向けた対応などを説明して、それをみんなご確認いただくというんですか、報告を聞いていただいておって、共通認識をしてもらおうというふうなことが1点あります。

もう一つは、それぞれの部門で日常的な業務の中で細かな部分をお気づきになる。それこそ、ヒヤリ・ハットというふうなことの部分でお気づきになられる部分がございます。そうしたことはやはりみんなそれぞれ意見も言えるレベルの問題もたくさんありますので、そういったことは気がついたことは言っていたら、みんなでもたそれを話をすると、こういうふうな状況になっております。そ

ここで話されたことがそれぞれの部門の従業員の皆さん方にどの程度伝わっているかということのちょっと検証は、実は私どもの方としてはやっておりますので、ちょっと今の時点ではわからないところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 8番、宮坂満貴子議員。

○8番（宮坂満貴子君） 川西市の宮坂です。

議長の許可をいただきまして、通告に従って質問させていただきます。

私の質問は大きく二つあります。1番、炉立ち上げ、立ち下げ時の窒素酸化物、一酸化炭素及び水銀の排ガス基準値超過の問題について。大きな2番、連続運転中における排ガス基準値超過について、この2点です。

詳細は以下のとおりです。

1番の1、昨年10月、炉立ち上げ、立ち下げ時において、蒸気発生が不可能であるため、排ガスをバイパス通過させて排出するという説明が事務局からあり、環境保全委員会と議員から改善が求められ、立ち上げ時においては炉を空だきすることで発注仕様書どおり、組合基準値を守ることが可能となりました。しかし、空だきはガスバーナーを使用するため、窒素酸化物は組合基準値を守れないという説明を受けました。その後の排ガスデータを検証しますと、立ち下げ時においても窒素酸化物のみでなく、一酸化炭素が非常に高いものとなっています。また、たびたび水銀の値が超過しています。このことは特に排ガス異常として報告されていませんが、これは排ガス異常ではないのでしょうか。

小さな2番、窒素酸化物、一酸化炭素、水銀の超過について、発注仕様書に例外的規定はあるのでしょうか。

大きな2番の質問です。

7月22日のメーカー説明では一酸化炭素超過はバーナー由来であって、ごみ投入前の空だき時であるため、ダイオキシン発生の危険などはないというものでしたが、ごみ投入後も何回か超過しています。これについてはどのように考えておられますか。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、宮坂議員の排ガス基準超過、基準値超過のご質問にお答えします。

まず、第1点目の立ち上げ、立ち下げ時の排ガスの基準超過のうち、ご質問の立ち下げ時の一酸化炭素の基準超過については、ごみがほぼ燃え尽き、ガスバーナーでの加熱時の現象でありますので、不適合事象には当たらないと考えております。また、水銀については、立ち上げ、立ち下げとも、基準値を超える値が記録されております。ご指摘のように、数値的には排ガス異常でこれまで不適合事

象の形では報告はしていませんが、内容についてはご説明申し上げているところであります。

これにつきましては、原因調査を要請しているところであり、それが明らかになりましたら、報告させていただきます。ただ、後ほど不適合事象で報告させていただきますが、ごみの燃焼時にごく短時間、高い数値が出たケースもありまして、これも同様、原因調査を要請しております。

2番目の基準超過について例外的規定はあるかのご質問であります。例外的規定はありませんが、基準を定めた由来等については考慮する必要があると考えております。例えば、一酸化炭素につきましては、大気汚染防止法に基づく有害物質としての規制ではなく、平成9年、旧厚生省において定められましたごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインを引用して、ごみの燃焼状態を管理するための指標として基準が定められているものでございますので、当然、ごみを燃やしたときに適用になるものと考えております。

2点目のごみ投入後の一酸化炭素の基準超過の問題であります。この一酸化炭素の基準は、先ほど申しましたように、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインの引用でごみを燃やしたとき、4時間平均値で30ppm以下となっております。4時間平均値でございますので、それより前の3時間の値が高ければ、平均値は高くなるということになります。

ことしの4月以降、4回の炉の立ち上げを行っておりますが、日報で確認しますと、そのうち3回まではごみを投入してから4時間後の値、これが4時間平均値として計算された値になるわけですが、一酸化炭素濃度は30ppm以下となっております。残り1回はごみ投入後の7時間後に30ppm以下となっております。その原因はごみのカロリーが低く、炉全体の昇温に時間がかかり、安定燃焼状態になかなか至らなかったものと思われれます。炉立ち上げ時、ごみ投入から安定燃焼に至るまでには炉全体の温度が上がってくる必要があります、どんな形式の炉でもある程度、時間がかかるものと認識しておりますが、今後はごみの均質化にさらに注意して再発しないよう努めてまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 8番。

○8番（宮坂満貴子君） ご答弁ありがとうございます。

炉立ち上げ時のCOの発生、また、立ち下げ時のCOの発生については、これはごみ燃焼を行っていないというときに限っては、これ、不適合事象に当たらないというご説明でしたが、排ガス異常の定義というものにも関連してくると思うんですけども、不適合事象の対応マニュアルの基本的事項というところに1ページ目ですね。「施設における不具合から発生が予測される事象について、適切な対処方法を検討し（中略）不具合等発生により、法律等で報告が求められている重要な事故だけでなく、施設の安全運転に影響しない不適合事象発生時の対応マニュアルを策定し」云々とあります。ですから、これは厚生省のガイドラインとそれらですね、法的規制外の事象についても、不適合事象として対応するという旨の記述ではないかと思えます。

そして、また、不適合事象区分表において、区分2の3では、「施設の排ガス管理基準の超過したもの、施設の呼称、破損、その他の事象が発生し、排ガスの管理基準を超えたとき」とあります。不適合として報告されている事象が引き起こした排ガス異常も含めて、原因はどうであろうとも、排ガス基準値のオーバーはすべて区分2の3であるとされていると理解できます。そうではないのでしょうか。そここのところをご説明いただきたいと思います。

それから、例外的規定は特にないということでしたけれども、これも基準を定めた由来というのがやっぱり厚生省指標、ガイドラインですね。そういうものをもとにして決めていると。ですから、これも特に報告するような不適合事象ではないというふうなご答弁でしたけれども、発注仕様書の1-16には、「排ガス中の有害物質を本仕様書に記載の排ガス基準値以下にして大気の放出すること」とあります。それから、発注仕様書の3-29には、「4、排ガス処理施設としてろ過式集塵機、湿式有害ガス除去装置及び窒素酸化物除去装置から構成し、排ガス中に含まれる煤塵、HCL、SOx、NOx及び重金属などの有害物質を除去する設備である」というふうに記載されています。

また、「本仕様書の排出基準値に適合する除去機能を有するとともに、長期的な安全運転、また、経済的な運転経費及び容易な維持管理が図れるものとする。また、炉立ち上げ、立ち下げ時でも、システムは利用でき、機能を発揮できること」となっています。さらに、発注仕様書内の瑕疵担保には、「1、本仕様書に記載した本施設の性能及び機能はすべて受注者の責任において補償すること。受注者は本組合引き渡し後においても、本施設全体が所定の性能、機能を維持できるよう技術資料の提供等、適切な協力を行うとともに、性能、機能について疑義が生じた場合は、受注者の負担で確認試験など、適切な措置を講じるものとする。なお、その性能確認試験の結果、所定の性能、機能を満足できなかった場合は、受注者の責任において速やかに性能を回復するよう改善し、再度、性能試験を行うこと」とあります。

また、JFE環境サービスと取り交わした契約書総則の20条には、「乙、受注者ですね。これは環境サービスです。が、履行することとされている業務を履行しないときには、この契約を解除することができる」としています。契約書や発注仕様書、要求水準書というものは、取引における双方の責任内容を規定するバイブルのようなもので、双方これを遵守することは基本中の基本だと考えています。

立ち上げ、立ち下げ時、排ガス基準値を守れないことについて、事務局長のご答弁にありましたように、これは国の法的ガイドラインをまず遵守しているというご説明はこの発注仕様書、または瑕疵担保の内容、または契約書の内容などにおいて、そういうご説明では納得できないものだと思います。ですから、立ち上げ、立ち下げ時の排ガス基準値を守れないということについて、JFEエンジニアリングがもし、プラント建設工事において発注仕様書設計基準を満たしていないということが原因であるとするなら、そちらの方に改善を要求すべきであって、また、発注仕様書設計基準が満た

されてはいるけれども、J F E環境サービスが要求水準を履行することができないということが原因で排ガス異常が出るのであれば、これは契約書総則20条に従って、契約を解除すべきではないのかと考えています。

契約解除というふうなそんな最終決定に至るまで、その改善を求めていくべきではないかと思えます。事務局長のご説明では、現在の環境サービス、またはエンジニアリングのその説明について、もうそれは了解済みである。ですから、国の基準を、または国のガイドラインを遵守していくということであれば、その責任においてJ F E環境サービスもエンジニアリングにおいても、その責任を回避できるというふうなご説明ではなかったかと思うんですけれども、それについて再度、ご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 特に一酸化炭素の問題についてのことだと理解をしておるわけですが、先ほど発注仕様書の部分についてのこととも言われたわけですが、排ガス処理設備の部分では、特に大気汚染防止法に定める有害物質の除去というふうなこのためにこの設備をつくるというふうなことで、私としては理解をしているところであります。

一酸化炭素の立ち上げ、立ち下げ時の高い値というのは、7月22日のときにも説明があったわけですが、確かに安定燃焼状態に比べますと、燃焼状態が悪い、悪くなるというのはある意味では避けられない現象ではないかというふうに考えております。

先ほど、最初のご答弁で申し上げましたように、立ち下げ時はほぼごみが燃え終わったころの現象として出てまいります。立ち上げ時については、4回あったうちの1回を除きまして、4時間後には基準内の数値になっているということで、4時間後の値が基準内であるということは、基準をクリアしているというふうに考えております。

残りの1回の部分でございますけれども、7時間後に基準値内になったということは、やはり数値的には数時間不適合ということになるわけですが、何度も同じことを申し上げて恐縮ですが、一酸化炭素濃度の基準が燃焼管理の指標で大気汚染防止法に定める有害物質の排出規制値でないということと、このケースがシステムのトラブルということではなくて、たまたま低カロリーのごみが初期に入ってしまったという、避けられないケースということで排ガス異常として報告する事象ではないという認識でおったということでございます。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 8番。

○8番（宮坂満貴子君） ご答弁ありがとうございました。

COの基準値オーバーにつきまして、立ち上げ、立ち下げ時のCOの基準値オーバーということについては避けられない現象ではないかと思っているところのご答弁でしたけれども、これは局長がそのよ

うに思っておられるのですか。それとも、プラントメーカー、または操作のJFEの環境サービスの方からの説明を納得されたということなんでしょうか。この方法についてはね、私もいろんな方にお聞きして、少し知識を入れましたですけども、まず、COが発生するというのは、結局、空気不足、空気の投入不足ということだというふうに説明されました。空気を多量に投入することによって、NOxの発生は、これはどうしても押さえられない。ですから、どこの施設でもまずはCOを押さええていく。空気を大量にきちんと投入する。それは発注仕様書にも書かれていますね。十分に温度を上げること、十分な空気投入をすること、完全に燃焼をさすことということは、発注仕様書の燃焼のところにも書かれています。それはいわば、これは環境サービスの方の技術力だと思うんですね。まずはCOの発生を抑える。その後に、COの発生を抑えれば、NOxの発生がふえるということですので、今度はNOxを洗浄塔においてアンモニアを添加することで下げて、脱窒を行うというふうな、そういう技術的な力が環境サービスの方には、まだ持っておられないんじゃないかというふうなご説明も受けました。

そういうところですね。もっと研究されて、やはり避けられないもんだというふうにおっしゃっていただいたら困ると思うんですね。避けられないものであるならば、どうして発注仕様書の中にこういうときも、これを守りなさいというふうなことが書かれているんですか。もし、本当に避けられないということが明らかであるとすれば、この発注仕様書、または不適合事象対応マニュアルというものを書きかえていかないといけない。そういうことがあるのではないかと思います。

それでもし、そういうことが書きかえた上で、お互いに了解し合うというふうな段階になってしまうのであれば、それは一部の担当者同士の話し合いだけではなくて、やはり管理者の方からJFEのエンジニアリング、または環境サービスに対して、文書によってその旨をお互いに、文書によって相手方の取締役社長なりと文書交換をして、新たな文書作成をする必要があるのではないかと思います。

私たちはいろいろと大きないろんな今までにどういいますか、社会の中でいろんな公害問題と接してきましたけれども、その公害問題という発生のもとというのは、先ほど同僚議員の質問の中にもありましたように、小さな軽度のヒヤリ・ハットを積み重ねてきたあげく、大きな事態に至る。または、経済性を優先する余り、人命やそれから、環境に対する思いというものを軽視してきた結果、それが大きな事故につながっていくということが繰り返されてきました。今のこの施設においては、まだ、幸いにしてそのようなことは起きていませんけれども、そういうふうに、事務局側は結局市民のいわば前に立って、相手方と交渉する立場の方でいらっしゃると思いますので、そこのところをよく理解していただいて、安易にJFE環境サービス、またはエンジニアリングのそういう説明を素直に受け入れてしまうのではなくて、いや、これを改善していくためには、発注仕様書にこれだけ書かれている内容をクリアしてもらうためには、あんたたちはどうしてくれるんだというふうなことを交渉していただく役割を担っておられると思います。

そして、また、管理者の方としては、下部のそういう意見交換だけでなく、やはり上層部に対して、これだけの施設をつくったにもかかわらず、このところはクリアできていないのはどうしてなのか。これをきっちりクリアできるようなそういう施設につくり変えてくれというふうな要求を出していただくといいわけにはいかないものではないでしょうか。それについてご答弁いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 発注仕様書との関係につきましては、先ほども申し上げましたように、排ガス処理設備は議員も朗読されましたように、ろ過式集塵機、湿式有害ガス除去装置及び窒素酸化物除去装置等から構成し、排ガス中に含まれる煤塵、HCL、SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>及び重金属等の有害物質を除去する設備であるというふうに書かれております。

メーカーの方の説明も前回ありましたように、COを取る装置というのはこの中に含まれていないというふうなこと、それはどういう理由かと言いますと、それはもう避けられないものだというふうなことで、私は理解をしているところでございます。

ただ、いろんな技術的な部分で事務局が不十分といいますか、力不足というご指摘は以前からも受けておまして、我々も決して十分であるというふうな認識はしておりません。外部機関の指導助言というふうなことを先ほどのご質問の中でお答えしましたように、できるだけ早くそういうものをして、それがイコール、今、議員のご質問に結びつくということではありませんけれども、私たちの力不足をそういったところで補っていただくということで、より適切な、いわゆる業者との関係を築いていけるのではないかとこのように理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩田秀雄君） 15番、秋元美智子議員。

○15番（秋元美智子君） ただいま議長のご指名いただきましたので、質問させていただきます。

先ほどから不適合事象につきまして、各議員から質問出ておりますけれども、私の方から過去のことなんですけれども、4月20日にごみピット内で発火警報が作動しておりますね。これにつきましては、4月30日付で不適合事象としてきちっと報告をいただいております。その説明と言いますのが、この検出方法なんですけれども、高温を発見すると、発火警報を発生させていたが、突発的な温度変化による誤検出防止のため、2回連続して高温を検出した場合に発火警報を発令するように修正したというふうな説明書いてます。これ、どういうことかと言いますと、要は今回の4月20日のは、間違った警報だったと。ですから、1回、感知して警報するところに2回にしていますと。現在、調査をしておりますと、なぜ、誤認警報が出たのかどうかを調査していますというふうな説明を4月30日付の報告書をいただいております。

現在、このことにつきまして、どのようになっているのか。調査も3カ月半になろうとしておりますので、要するに誤作動がどういう状況で起きたのかということの報告結果をお尋ねいたします。

つきましては、あわせて、このセンサーはたしか高温を感知するんですけども、まず、ごみピットのその大きさですね。縦、横、深さがどのぐらいあるのか。ちょっときちっとした数字を教えてください。それとセンサーは何カ所にあつて、私も見させていただきました。動いたり何かしながら、温度変化を感知しているようですけども、あわせて、その仕組みにつきましては、私自身はたしか80度で感知し、120度になるとそれが警報として鳴るといふように教えてはいただいているんですけども、それはそのときに教えていただいたメモ的なものですので、あわせて、今回、どのような形でこのピット内の安全が守られているのかについても、お尋ねいたします。

もう一点です。ペットボトルの搬入基準につきましてお尋ねいたします。

ペットボトルは、搬入基準でキャップとかラベルをはがして袋に入れたい。裸回収でこちらに持ってくるということが、この施設が立ち上がる前から決まっています、各自治体ではそれに向けて非常に努力をいたしまして、現実、袋回収ではなく、裸回収にし、住民の方もボトルを外したり、ラベルを外したりしてやっています。ところが、ここへ来て、リサイクルの現場を見ますと、数多くのペットボトルにキャップとラベルがついているんですね。私の町は豊能町ですけど、豊能町の住民はほぼ100%、自慢していいと思いますが、100%の形でキャップもこのラベルもはがしている。なぜ、ここへ来るとああいうふうにして、多くの物がついたままになっているのか、非常に疑問なんです。ですから、これについての質問です。

まず、質問方法としましては、一体、1日何キロぐらいペットボトルが入ってきて、うち、何キロという表現なのか、何%となるかわかりませんが、これがラベルやキャップがついているのか。そういった調査をされているのかどうかです。まず、このことについてお尋ねいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、秋元議員のご質問にお答えします。

まず、第1点目のごみピット火災検知装置に係る質問であります。4月に誤作動した後、メーカーの方で原因究明への努力がなされて、一定の結論が出ております。まず、火災検知装置の構成からご説明申し上げます。

火災検知装置は、検出装置部と制御装置部からなっております。検出装置はごみピットの上部の東側、西側の2カ所に赤外線カメラが設置してあり、それぞれごみピットの半分ずつを受け持って監視しています。その検出装置で検出した温度を制御装置に転送し、制御装置部では受け取った温度が80度以上で注意報、120度以上で警報を発するようになっており、警報が発せられると放水銃が自動起動して放水開始するシステムとなっております。

調査の結果でございますが、誤作動時に制御装置部に記録されていた温度が検出装置から送信される範囲の温度よりも高いものでありました。すなわち、検出装置部では300度を最高値として制御装置にデータ送信するのに、受け取った側は6000度を記録していたことから、装置間のデータ転



送においてデータファイルの破損が起こったのではないかとということでございます。

ただし、今回の現象は今まで例がなく、また、再現できないため、データファイル破損の原因は特定できておりません。

対応策として、制御装置部でデータファイルを受信したときチェックをし、温度検出範囲外であった場合は、それを破棄するようソフトウェアの修正を行っております。また、誤作動を避けるため、当面の処置として講じてきた2回連続で高温を検知しないと警報が作動しないという制御方式は、もともと1回の検出で作動するように戻しております。

ピットの大きさのご質問がございましたが、ちょっと今、手元に資料がございませんので、申しわけございません。その部分については後ほどお答えさせていただきます。

それから、2点目のペットボトルの搬入状況に対するご質問でございます。

済みません。ペットボトルはご指摘のように、ラベルやキャップを取り、裸で搬入することとなっております。一部にペットボトル以外の不適物やラベルやキャップを取り除いていないペットボトルが混入してくることを想定し、手選別により再生品の純度を確保する考えで施設をつくっております。

各自治体の搬入基準、遵守率については調査しておりませんが、キャップ、ラベルを取り外していないペットボトルの割合は全体で2%強であります。ペットボトルの搬入状況につきましては、予想より良好であると考えておりますが、今後とも搬入基準の徹底について構成1市3町とともに、啓発に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 15番。

○15番（秋元美智子君） ありがとうございます。2度目の質問をさせていただきます。

まず、このごみピット内の火災警報、誤作動ですけれども、これ結果出ていたと。私自身はちょっとその結果を聞いた覚えがないんですけれども、議員に知らせてくださっていたのかどうか。非常に間の抜けた質問して申しわけないんですけれども、確認させていただきます。

ごみピットの大きさにつきましては、後日、別にこちらでも聞かせていただきますので、今の答弁は結構でございます。結果なんですけどね、これ、検出して制御装置に行くまでの温度が間違っていたというご答弁だったと思うんですけれども、これ、私自身がよく理解できない部分があるんですね。これにつきましては、今後、もうちょっと私自身が勉強させていただいて質問させていこうかと思うんですけれども、まず、以後、こういったことはないと言っております。あっても困るんですけれども、これはほかの焼却炉でもこういったことはなかったのかどうか。そういったことも調べてらっしゃいますか。お尋ねします。

それから、もう一点、高い温度、感知したときっていうその高い温度の数字が6000度っていうふうな表現されたと思うんです。これ、600度と言うても、ちょっとまだ首をかしげるんですけど、

なぜ、この6000度という表現が出てくるのか。200度、300度の世界かなと思っていたのが、6000度というのはちょっと理解できません。これにつきましては、ちょっともう一遍、きちっと文書で議員の方に報告されていたのかもあわせて、わかりやすい説明のところで質問を終わります。これにつきましては。

ペットボトルの件なんですけども、今のご答弁ですと、じゃ、キャップやらラベルがついているペットボトル、ついてないペットボトルは98%、98%に関しては、完璧にふたもラベルも取ってきているというご答弁をいただいているんですけど、これ、本当ですか。どうあの現場を見ても、それは納得できない。なぜ、これがこういうふうにならぬという数字が出てきたその根拠がね、まず教えていただきたい。

それとこれは搬入基準は、要するに何もない状態での搬入基準です。ここが搬入基準ですからね。ふたやら、要するにラベルがついていたとか、それは基準に沿わないから、本来は返すべき話なわけですね。それぐらいきついもんなんですけど、ここはどこが、だれが、そのようにして判断してくださっているのか。

例えば、これは50%ついてたら当然、返せなくちゃいけない。こういったところの搬入責任というのはどのような今、ご指導されているのか教えていただきたい。現実、本当に98%でしたら、私はもちろん搬入されても文句は言いませんけど、あの現状を見ているとどうもそうは思いません。

それともう1点ですね。なぜ、リサイクル委託をしているかのご答弁の中で、いろんな不純物が入ってくるとだから手選別をするんだというようなことですが、裸回収ですから、不純物が入っているかどうか、ふたやラベルは別にしましてですよ。こういったものはどういったものがこれまで入ってきたのか、どういったものを想定しているのか、非常に私、わからないですし、現実、何%入ってきているのかもわからない。ただ、私が何より言いたいのは、あの現状というのはどう見ても、98%がオーケーという現状ではないんです。これを施設組合がどういうふうにして受け取っているのか。今後、今、始まったばかりです、まだ。要するに住民にとってはふたも取ってください、ラベルも取ってくださいということ、本当に徹底する時期ですし、各自治体はそれを徹底させた上で持ってこなくちゃいけない。大事な時期に何ですか、これはという状況ですので、私自身、非常に半分怒りを持っていますね。

実際、この委託事業に関しては幾ら委託費を払っているのか。かつて、報告はいただいていますけれども、改めて教えていただきたいということと、実際、どのぐらいの作業時間がかかっているのか。98%であるならば、それほどやっぱりかからないと思いますので、こういった現状ですね。まず、本当に98%という数字はどういった根拠から出てきているのかということと、委託経費とその作業時間ですね。それから、どこでだれがその搬入基準の方をチェックして、責任持って受け入れているのかという、まず、この3点についてお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、最初のごみピットの火災、誤検知の件でございますけれども、結果、調査結果の報告につきましては、これまでできておりません。大変申しわけございませんですけども、きょうが初めてでございます。

それから、他の焼却炉での情報というのは、今のところつかんでおりません。それから、6000度という数字が異常な数字ではないかというふうなことなんですけども、これはあくまでも記録として残っていた数字が6000度ということで、要するにもうデータそのものが異常なデータが記録されたというふうな認識で、先ほども申し上げましたように、やはりデータ転送時において、ファイルが破損してしまったのではないかとございまして。

次に、ペットボトルの関係でございます。98%がきちっとされているということの根拠はどうかというふうなご質問でございますけれども、これ、あくまでも7月、1カ月のデータでございますが、ペットボトルの処理量が約32トンございます。そのうち、キャップ、ラベルを外した分が730キログラム、もう一度申し上げますと、1カ月の処理量が約32トンございまして、ラベル、キャップを外した分が730キログラムございます。率にしますと2.3%というふうになっています。

搬入されたときに、だれが判断するんだというふうなご質問だと思いますが、もちろんそれぞれの1市3町回収をされてきまして、こちらの方に搬入されるわけですけども、搬入されてきた時点でトラックに満載されている状態を見て、多い、少ないとかいうのがなかなか判断も難しいところもございまして、現実、そういった率でのどういふんですか、キャップ、ラベルのついている分というふうなことがございまして、そこでこれを持ち帰ってということは現実的にはできない問題だというふうに思います。そういうことを想定して、手選別という作業を設けているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

それから、不純物の中身でございますけれども、これは容器包装のプラスチック類等々がございまして。

次に、委託料の関係でございますけれども、委託料は他の分別を要する容器包装プラスチック、カン類の手選別作業と一緒に業務委託ということで、委託料3年間で9,240万円、1年3,080万円で契約をしております。作業時間でございまして、1週間にペットボトルの分別ですけど、ペットボトルに関しては1週間に3日から4日、一日当たり5時間から6時間、2人の作業員が分別作業に携わっております。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 15番。

○15番（秋元美智子君） 15番、秋元です。

まず、ごみピットの誤作動につきましては、ご説明いただいた回答は非常に私には理解ができない部分がありましたので、後日、文書でこういったことだったということで報告していただけたらありがたいんですけども、お願いいたします。これは要望で終わらせていただきます。

ペットボトルにつきましては。もう一つ、ちょっと理解できなかったんですけど、7月、1カ月につきましては、処理量は32トンっていうのは3万2,000キログラムですか。私の算数が違ったら恥ずかしいんですけど。730キロがどうこうおっしゃっていた。この分がようわからないんです。ペットボトルと処理量として運ばれてきたのが32トンだったと。うち、ペットボトルを全部ラベルも何も取ってみたら、残りは320キロのペットボトルがありましたということをおっしゃっているのかどうか。そこの理解ができないんですが、この説明をちょっとお願いしたいです。

それで、先ほどの質問の中で要するにキャップやラベルがついているものは何割あったら受け取らないのかって私の質問に対して、持ってこられたら受け取らざるを得ないと。だから、手選別をしているというのは、私は逆だと思っんですね。こういう発想でやっていってもらっていたらば、やっぱり私もやっぱり町へ帰れば、一町の議員です。できる限り、町のお金もこちらに持ち出さないように、どうしたらいいか考えなくちゃいけない。そのためには、住民にもうペットボトルはふたを取ってください、ラベルを取ってくださいということをお願いするわけです。ですから、持ってくれば受けざるを得ないというのは、それは組合の姿勢としてはそうせざるを得ないというのはよくわかるんです。わかるんですけども、やはり組合の方からそうではなくて、受け取りたくない。だから、各自治体の長は、きちっとそのことは守っていただきたいということの姿勢もやはりあわせて出していきたい。これはお願いです。いじわる言うつもりではありません。持ってきたら受け取らざるを得ないという立場もよくわかりますけれども、そのままでいったらやっぱりいけないっていうのは、私の今回の質問の趣旨ですので、各自治体の長の方、ぜひ、そのあたりの住民の何ていうかしら、啓蒙も進めていただきたいというのをあわせてこれをお願いいたします。

それで、質問の中でこれまた一つ疑問だったんですけど、一体、不純物は何ですかって聞いたとき、容器包装とおっしゃいました。これは一体、各自治体でどういう分別をしているのか。容器包装は容器包装で、別途分別して集めているはずですよ。ですから、私は今回、施設組合の対応だけを責めるつもりもないですし、そこに問題があるっていうつもりもないです。やはり各自治体がいかに協力して、この搬入基準を守っていくかということをもう一度、考えていただきたい。そのことを施設組合の中できちっと話し合っていただきたい。そういう思いでの今回の質問です。

これは9,240万円かかっています、リサイクル料で。私たち、町にしてはこれ、人口別、いろんなごみ量別ありますでしょうけど、やはりこれ、1割以上は私たちの町も負担していかなくちゃいけないんです。決して少ない金額ではないですし、住民が協力すれば、ある程度、本当に下げられる部分ですので、やはりこれは組合も各自治体も協力してやっていくべきことかと思っの趣旨でござ

いますので、再度、質問させていただきますが、この7月中の32トンということと、730キログラムということは、どういうことかということの説明をもう一遍お願いしたいということと、やはり今後、これをできる限り、現在、98%とおっしゃっていますけど、現状見てる限り、そうは見えないので、やはり持ってきた中での本当でない、要するに容器包装も入っていない、こういった状況に持っていくためにはどうしたらいいかという組合の姿勢だけでも、方針をご答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは再々質問にお答えします。

ペットボトルのラベル、キャップの外していない分の数字でございますけれども、先ほど1カ月、7月ですけども、7月1カ月の処理量が約32トンということで申し上げました。正確に申し上げますと、3万1,768キログラムでございます。3万1,768キログラムのペットボトルがこちらの方に搬入をされ処理をしたということでございます。そのうち、ラベル、キャップが外していないペットボトルが1カ月全部で730キログラムあったとこういうことでございます。その率が2.3%になっております。したがって、あと、97.7%はきちっと外してあるというふうなことでございます。

次に、不純物が入っていることについての啓発といいますか、取り組みの部分でございます。ペットボトルだけに限らず、いろいろなごみが100%分別されれば非常に私ども施設をお預かりする立場としてもありがたいお話でありますけれども、現実にはなかなかそうはまいらないといったところでございます。しかしながら、分別はやはりできるだけ徹底していただきたいということもございまして、一番最初にご答弁申し上げましたように、1市3町の担当部門と協力して分別の啓発により一層努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） しばらくの間、休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（休 憩 11時53分）

（再 開 12時58分）

○議長（岩田秀雄君） それでは再開いたします。

先ほど秋元議員の一般質問の中で、資料の請求のありました火災報知システムに関する報告書の請求でございますが、議会として請求いたすことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、組合議会の方はこの資料の配付を後日お願いいたします。

一般質問を引き続き行います。16番、黒田美智議員。

○16番（黒田美智君） それでは、通告に従いまして、二つの質問をさせていただきます。

一つはこの間、2月のときの議会にもお話をさせていただいた部分ですけれども、恐喝未遂事件におけるお金の授受についてです。これはもちろんこの間もですが、焼却場建設に係る恐喝未遂事件のことを取り上げて質問させていただきました。もうその部分については、もう、るる述べないことにさせていただきます。ただ、このやりとりの中で施設組合としては企業との調査も行って談合の事実とはなかった。さまざまな規定どおりの調査も行ったということもお聞きをしております。でも、じゃ、それならば、談合の事実とはなかった。それからそのときの質問でさばき料や口きき料というのが刑事記録の中には出てきているけれども、施設組合としてはそういったお金の支払いはないのであると。出来高払いというんですかね、いろんな施設の建設をするものについて、できたものに対しては支払いを行っているというような答弁もいただいておりますので、今回は少し見方を変えて、違ったところからというところで質問をさせていただきます。

その一つが、刑事記録に記されているようにN氏には企業から個人へのお金のいわゆるやりとりがあったというような発言になっているわけですね。それでそのことを施設組合としては、企業がそのN氏に対して、お金を渡したのかどうか。そして、なぜ渡したのか。もしも、渡していなかったならば、こういったいわゆる刑事の供述記録というのが、いわゆる審議のことですね。そのあたりのことも含めて、確認をしたのかしなかったのかというような方向から聞かせてください。ですので、その間の経過と経緯について、それから、施設組合としての結果、そのあたりのことをご報告をお願いします。

それから、もう一つが、管理運営体制についてです。

この間、不適合事象のことは午前中もるるさまざまな議員の方からも出されておりました。それで、前回の企業が入っていただいた議員総会の中でも、契約時の水準書において職員体制が取れていないというような事実が明らかになりました。でも、企業としてはその足りない職員については施設組合との協議の上で了解を得ているというような発言もあったかと思いますが、具体的にどのような職員体制の状況になっているのかというところでお聞かせください。いわゆるマイナスになった、本当は水準書に載っているけれども、足りない方の人数や資格等についてお聞かせをください。

それから、なぜ、そのような状況になったのか。その経過と詳細、それから、企業との話し合いについて。それから、その部分については、企業への委託料という点では全く影響がないのか。そのあたりの3点についてよろしくお願ひします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、黒田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の恐喝未遂事件におけるお金の授受についてのご質問で、刑事記録に企業から個人へお金のやりとりがあったと記されているが、確認したかということでもあります。議員が言われている

刑事記録とは、平成19年12月3日付で起訴された国崎クリーンセンター工事に係る恐喝未遂事件に関連して、神戸地方検察庁及び川西警察署での被疑者の供述調書であると思われませんが、当該供述調書が本年7月、組合の勝訴判決が確定した平成17年、行ウ第46号事件の証拠資料として提出された時点で、その記載内容について問い合わせをしております。これについて、平成21年3月3日付で、JFE環境ソリューションズ株式会社関西支社長及び前田建設工業株式会社関西支店長から事件の経緯を含め報告を受けております。

その内容は、両者が反社会的勢力からの不当要求を拒否するため、警察に被害届を提出したこと、及び金銭的利益の供与についても、こうした勢力に供与したことはなく、また、工事契約の中から地元対策費を支出した事実もないとしております。

次に、第2点目の管理運営体制についてのご質問であります。ご指摘のようにJFE環境サービスで配置している人員の資格、経験が国崎クリーンセンター施設管理焼却施設業務委託の要求水準書を一部満たしていないことが判明しました。要求水準書では有資格者の配置ということで、それぞれの責任者に求める資格や経験を定めております。そのうち、現場総括副責任者と焼却炉運転班長で求める内容を満たさない者が配置されておりました。

まず、現場総括副責任者には廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物を対象としたボイラータービン付全連続ストーカー式焼却施設の運転実務経験3年以上を有する者を要求しておりますが、配置された者は廃棄物処理施設技術管理者の資格を有しておらず、また、実務経験施設はストーカー式焼却炉ではなく、直接熔融方式の焼却炉であります。

次に、焼却炉運転班長は、ボイラータービン付全連続ストーカー式焼却施設の運転実務経験2年以上を要求しておりますが、班長4名のうち1名はボイラータービンのついていない全連続ストーカー式焼却施設での経験で、もう1名は現場総括副責任者と同じく、直接熔融施設での経験であります。その3名の配置人員が要求水準書とそごをきたしております。

なぜ、そのようになったのかということですが、JFE環境サービスの方では、昨年11月に平成21年4月以降の配置人員について、組合に事情を説明し、口頭で了解を得たということですが、組合として口頭で了解できるような事柄ではなく、また、そうした記録はございません。JFE環境サービスより平成21年4月当初、38名体制で運転管理を行っていくとの報告はありましたが、配置人員の構成について承諾願、あるいは届けが出されたものではありませんでした。7月になって、4月1日付で配置届が提出されましたが、その内容は先ほど説明したとおりでございます。

4月以降、組合側から配置人員について確認を怠ったのはまことに申しわけなく思うところであります。このことが判明して、組合から要求水準書に合致させるようJFE環境サービスに要求し、JFE環境サービスから要求水準書に合った人員を再配置するとの回答を得ております。

3点目の委託料への影響のご質問でございますが、委託料の額はご案内のとおり3年間の全体額が

決められており、毎月、履行確認の後、これの36分の1を支払うこととなっております。委託料の減額は、契約上、業務内容の変更や一時中止があったとき、甲乙協議で定めるという規定はありますが、委託業務は履行されており、今回のケースは委託料の額に影響するというものではないと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 16番。

○16番（黒田美智君） 恐喝未遂事件の部分なんですけれども、企業の側に確認をしたら、地元対策費としては支出をしていないということで組合としては了解を得ているということですね。ということはN氏、それから、一緒にその口車に乗ったという言い方はよくないかもわかりませんが、一緒に恐喝をしようとなさったT氏等もいらっしゃる中で、実際に記録の中には報酬という言い方はもしかしたら間違いかもわかりませんが、さばき料だとか、地元対策というような名目でやった部分で1億3,000万円のお金が数回にわたっていただいた、これはもう明確にお金をもらったという供述があるわけですね。でも、企業としては払っていないとおっしゃる。ということは、どういうふうに組合としてはそのことを総括なさるのか。

極端に言えば、じゃ、企業は払ってない。そしたら、N氏が警察でうそをついたということになりますね。そうしましたら、そのことは徹底して企業としてN氏、うそをついたらあかんやないかということも含めて訴えないかんのん違うか。そんないわゆるさばき料や口きき料を払ったような、ある意味では談合をにおわせるような社会的立場を危うくするような発言をするのは困るんじゃないかというように対応をするべきではないかと思いますが、そのあたりの部分は組合として企業に対してどのように対応なさっているかというところを聞かせてください。

二つ目の管理運営体制の部分です。ちょっと聞いてびっくりをしてしまったので、こんなええかげんな対応の水準書であり、今も実際にはその体制が整わないまま、いっているのかなというところを驚いているんですけれども、1点確認は、4月以降、JFE環境サービスに対して要求書にあるような人員配置を要求している。今は整っていますか。いないのならば、いつ整いますかという部分については、ちょっとしっかり答えてください。

それから、この間、運営委託をするときに、直営でいくのか、委託でいくのかというところは、る議論をさせていただきました。何で委託やねんと言うと、いわゆる高度な機械である。だから、市の職員ではあかんのやということを明確におっしゃいました。委託になっていったわけです。でも、本来ならば、あるべき資格を持った方、あるべき資格を持って経験を積んだ方が配置されるべきだったのに配置をされないまま来ているということに対して、それからもう一つは、施設組合としてはJFE環境の部分ですね。委託先、済みません、ちょっと名前は伏せときますね。委託先が事情も説明して、組合に了解を得ているみたいな、この前の答弁はちょっとそういうニュアンスの答弁でしたの



で、そのあたりの部分について、組合として先ほどは承諾したものではありませんが、要求をしているぐらいですけれども、どのように企業に対して伝えているのかという部分、それから、委託料の額は影響がない。私、理解できひんのですね。委託料というのが単純にこういう技術者がいていただいて、何人ぐらい雇用します。それぞれの人件費というところで見積もりもしていくでしょう。もちろん機械の運転ですから、もっとほかの部分も含めて委託料になっていく。でも、その部分の委託のいわゆる仕様書というのは、この要求水準書の委託料のはずなんですね。だから、運転が履行されていたとしても、そこに配置すべき人がいないのならば、運転だけやってたらええやないかというのはおかしいと思うんですけれども、そのあたりのことを組合としてはどう考えているのか。

それから、質問のところには書きませんでした。その部分をどのように今現在、経験等々が不足をしている方たちがいらっしゃるということですから、その部分をどう周りでフォローをしてやっているのかという部分を、具体的な部分があれば、その部分をお聞かせください。

それでこの間、資料をいただいています。とても丁寧に資料をつけていただいていますので、資料2のところ業務執行体制というのを本当に詳しく書いていただいているわけですけれども、委託企業だけではなくて、焼却部門、溶融部門で五つの株式会社の職員が働いていらっしゃるという実態がありますよね。それで、これはもともとの運営委託のときに、施設組合が委託をしたところの職員は直接指導ができないのでというところで真ん中にクッションを置いて、委託職員を指導するということをつくってはりますよね。だから、そういうふうに法律を守らなければいけないというところで、変なクッションができてしまうわけですけれども、そのあたりも私たちはちょっと危機感があったので、やっぱり直営で直接、職員に指導監督できる方がいいんじゃないかというふうなことも言わせてもらったんですが、この五つの株式会社の職員が働いていらっしゃるという部分で、それぞれの株式会社との契約というのは、施設組合が委託をしている企業との委託になっているのか、違うところとの委託になっているのかというのをできれば、一絡げではなくて、きちんと聞かせていただきたい部分です。

派遣の部分であったり、請負の部分であるので、それからその五つの株式会社の職員が働いていらっしゃって、同じような仕事をなさっている場合、焼却部門でいけば、運転A、B、Cというふうに、とても丁寧に書いていただいているんですが、こういう方たちの労働条件、いわゆる給与等に差はないのかどうかというような部分も含めて組合としては把握をなさっていますか。

それで、一班にいわゆる直営の委託先、それから、そこからまたきっと委託になっているのかもわかりませんが、違う会社の方がまたその同じ班に入っていらっしゃったりする。そういった部分でのいわゆる仕事の連携というところでは、先ほどから不適合事象のところ、いわゆる管理、監督、指導という言葉がとても出てきて、そのことは徹底しますというふうにもいつも同じようなことを答えられるんですが、そのあたりに問題はないのかどうか。逆に、問題がないようにどのような対応をなさ

っているでしょうか。みたいな部分をお聞かせください。

それから、管理運営の部分で、今、いろんなどころの株式会社等々が入っているというところで、その労働契約、指導のあり方等に法的な問題は全くありませんねということを確認させてください。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、まず、恐喝未遂事件の関係でご答弁申し上げます。

一応、供述調書、私も読んでみました。そして、企業に聞いてみました。現実的には、企業としましては、そういうふうなお金の貸し借りも含めた内容には、事実であるというふうな形で言うております。ただ、そこで言うておりますのは、基本的にはこうした内容の仕事については当然、この工事の設計の金額には入ってございません。それから、請負業者からもこの工事契約の中から支出したのではないというふうな形で回答を得ているところでございまして、あくまで、民間の契約の話であらうというふうな形でこちらは理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、再質問のうち、管理、運営の部分についてお答えをさせていただきます。

まず、こういう要求水準書を満たしていない状況ということが、我々が知り得たのは実は7月になってからでございまして、一番最初に答弁をさせていただいたように、4月以降、そのときまで確認ができていなかったということについては、申しわけない部分だというふうに認識しております。これがわかりまして、直ちに要求水準書に合うように人員を配置するように要求書を提出したものでございます。これが8月3日付で要求書を提出してございまして、JFE環境サービスの方からは8月11日付で回答を得たものでございます。

まず、副責任者の方については1名を増員し、班長2名については新たに要求水準に合致するものを異動でこちらの方に配置する。したがって、それまでに配置されていたものが1班4名体制でありましたものを1班5名体制にして運営に当たっていくというふうな回答を得ております。最終的にそれらのものがすべて配置されるのは9月の中旬というふうに回答を得ているところでございます。

委託料の額の部分でございまして、特に要求水準書の中で、人数等々につきましては、定めていないわけでもございまして、先ほど申しましたように、有資格者ということでの要求をしているところでございます。

したがって、現在までのところ、委託しておる業務の内容については履行されているというふうに理解をしております。それぞれの毎月分の委託料を支払っているというふうなところでございます。

業務執行体制の中で、さまざまな会社の社員が働いているというふうなことで、それぞれの会社との契約がどうなっているかということについては、委託会社との契約については確認をしておりません。したがって、労働条件について、細かな部分について差があるのか、ないのかということについても把握をしておりません。

仕事の連携ということにおいては、これは同じ班の中で仕事をしておられるわけですから、当然、情報は共有された中で仕事をしておられるものと理解をしております。

それから、労働契約云々については、先ほど申しましたようにその契約の内容そのものを把握しておりませんので、特に法的な問題がどうかということについては、これは当然問題なくやっておられるというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 16番。

○16番（黒田美智君） ちょっと答弁が予想していたよりもひどかったので、何を最後に言わないかんのかなと思って。後からまた、不適合事象の話等がありますので、そのあたりできっとほかの議員からも出てくると思いますので、1点、一つ目のお金のやりとりの部分での確認です。

民民の部分なのでというところで、少し言葉を濁されましたので、施設組合と企業の契約関係の中ではいわゆるさばき料、口きき料等は含んでいません。そのことは確認もしました。いわゆる工事契約という中ではお金の出し入れは全くありませんよということをおっしゃったんだと思いますが、民民の中では、そういった部分でお金のやりとりがあったようなニュアンスに聞こえたんですけども、先ほど言いましたように、N氏が警察でうそをついているのではなくて、N氏と企業の間ではこういったお金のやりとりの契約があって、行われたであろうというふうに組合としては理解をしていると理解をしいていでしょうか。その部分、最後ですので、その部分1点確認です。

二つ目の管理運営体制の部分でね、もう、るるヒューマンエラーの話は出てきたわけです。直営、委託という話のときにも、職員が幾ら経験を積んだとしても、新しい炉であるので、住民の健康、安心、安全、もちろんそこで働く労働者の安心、安全も含めて守るために、労働者がどういう条件で働いていくのか。委託先であろうとなかろうと、そういったことも含めて、きちんと組合として配慮もし、認識もしていただきたいということは別に1回ならず、何回も申し上げてきました。それなのに、職員の定数が7月になって、水準書に合っていない方が3人おったということがわかったということが、何で起こるのが私は理解できません。こういうことがないように、もう委託の話があるときから、絶対にそういうことがないようにしてくださいねとずっとお願いをしてきたわけです。予算のときもそうです。

ですから、そのあたりの部分として、なぜ、7月になるまで確認できないような実態が起こったのかということを経営組合としてはどう総括をしているのか。気がつかなくて済ませんなんていうの

は、原因ではないんです、ただの事象ですから。その原因は何なんですか。いや、委託先のことやから、ほっといたらええねんということは絶対にないようにと今まで言うてきましたからね。そのあたりの部分です。

それから、ヒューマンエラーの部分でね。局長は情報を共有していると理解している。そら、そう言うでしょう。でも、実際にね、考えてみてください。一つのたった4人の体制の中で、違う会社の人間が、だから、3種類の会社の人間がそこで働いているわけです。私の知り合いのところでもね、委託先からまた委託をされていたり、今はいろいろ問題が起こっていますが、そういったところで、労働者がどんな話をしているか。あんた、時間給幾ら、私、こんなん。私、こんな労働条件やけど、どんなん。いや、そんなん、ええわ。あんたいいね、みたいなことがまかり通っていくわけです。それやったら、じゃ、いわゆる労働条件のいい、あなたがもっとお仕事したらどうですかみたいなことというのが、結構、シビアに現場の中ではあるわけです。

だから、そのようなことも含めて、労働条件やもちろん給料だけではありません。さまざまな労働条件に余り差があると、なかなかチームワークとしては難しいですよ。だから、ちゃんと委託をする施設組合としてそのあたりのことも把握をして配慮をなさいよということをぜひお願いをしたいということをずっと言うてきたわけですね。なのに、派遣会社から請負契約で外注もありますわ。

私はきっとその技術面でね、必要な人が要るので、なかなか委託企業ではその人員が確保できないので、その人員を確保するために、さまざまな民間のほかの会社に派遣社員として受け入れるということもきっとされているんだろうなというふうにも、理解をしてきた部分があるんですが、そこで施設組合が委託をしているその委託会社の職員がその確認をしていないので、これはもう憶測になってしまいますのでね。

例えば、その施設組合が委託の職員を直接指導できないようないわゆる法的にしがらみがあってできないようなことがもしかしたら、この運転員、それから、これは焼却も溶融もですけども、そのような中で、いろいろな不都合や問題があるのではないかというふうに思ったわけです。だから、そのあたりは確認なさっていますかと言うと、確認していない。知らないから問題ないと思っているという答弁なんです。それで、いい仕事ができるのかな。責任を持った仕事に従事できるのかというところで、大きな疑問が残ります。まして、それが7月になるまでわからなかった。こんだけ、ヒューマンエラーやって、教育が足らんかったから、また、再度、教育をやりました。何回も同じことを聞いて、私は教育内容の問題なんか、その教育のいわゆる行程の問題等もあるのかなと思っていたんですが、午前中の答弁の中ではそういった問題よりもどちらかと言うと、いわゆる個人のヒューマンエラーの部分が大きいようなニュアンスの答弁がありましたのでね。その部分、もうちょっと確認させてください。

こういったいわゆる運営体制の中でさまざまなヒューマンエラーが起こってくるというところで、

組合としてはそういった五つの株式会社の職員が働いているというような働き方、働らかされ方というものが、影響あるとは考えられないのでしょうか。もしくは、やっぱりとても教育の日程表なんかも、すごく細かい資料出していただいていますけれども、その教育そのものの水準書が不都合があった。足りなかった。内容が足りなかった等々のもとのその教育水準書が悪かったのかというところは、組合としてはどう判断をされているのかというところをちょっと確認をさせてください。

最後ですのでね、住民の信頼を回復するためって言うて、この前の2月議会のときにもいろいろおっしゃっていますわ、答弁の中で。まさにそのとおりのやと思っているんです。せやのにね、聞けば聞くほどこういったいわゆる不都合、最初の予定ではなかったようなことがどんどん起こっているということが住民にとって、より不安感になっていくということは組合としてはわかってはるのでしょうか。今後、どうしようと思っはるのか、その部分だけ答弁をお願いします。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、先に金銭の授受の関係でお答えを申し上げます。

先ほども答弁いたしましたように、供述書を読んでも、いかなる金銭の授受か。はっきり言いましてわからない。この工事の始まる以前から実はお金の貸し借りがあるというふうな内容も見受け取れます。いずれにしても、そういうことで、この問題につきましては、国民の中でどういう形でそういう関係があったかどうかというふうな部分でございますけれども、この国崎クリーンセンターの工事についてのお金の授受ではないというふうな形で理解をしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、管理運営の部分についての再々質問にお答えします。

まず、こういったことがなぜ確認できなかったのかというふうなことでございますけれども、先ほども申し上げておりますように、会社側は昨年11月に口頭で協議をし、了解を得たものと思っておられるというふうなことでございますけれども、組合の方でいろいろ調べてみましても、そういうことを了承するということはないと、口頭で了承するということはないというふうなことであり、そういう記録も残っていないということでもありますので、私どもとしましては、当然、要求水準書にあった人たちが配置されているものであったというふうに思っていたということでございます。

7月になってということでございますけれども、ちょうど時期的には参考人への質問項目等々の締め切り等があった時期と重なっておるわけでございますけれども、そのときに我々も知り得るところとなったということでございます。

これはもう直ちに要求水準書に、本格稼働も始まっているというふうなこともございましたので、直ちに要求水準書に満たす人を配置するようというふうな要求を会社側にし、会社側は先ほど申ししたような回答をしてきたということでございます。

不適合の中でヒューマンエラーというようなことが何度か起こっているということについては、そのとおりでございますが、組合としてこういうことが影響があるのかどうか。いろんな会社の人に来て、入っているということについて影響があるのかということでございますけれども、一応、委託する会社というのは環境サービスということになっておりますので、その中で人の確保ということでやっておられる、法的に問題なくやっておられるというふうに理解しておりますので、これがあるとか、ないとかっていうのは、ちょっと私の今の段階では評価ができないというふうに考えております。

それと色々な教育訓練ということでございますけれども、それはこちらの求めた教育訓練の内容は一定、こなしていただいているものというふうに理解をしております。それと色々なこういった事象が出てくるということについて、今後、どうしようと思っているのかというふうなご質問でございますけれども、基本的にはどのようなことであろうとも、やはり明らかにすべきは明らかにして、それが一時的に信頼を損なうとかいうふうなことを招くことがあったとしても、そこはやはり明らかにしていきながら、あるべき姿というのを求めていくべきではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 以上で、一般質問を終わります。

+

日程第4 議案第12号
-------------

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第4、議案第12号、平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。

管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第12号、平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算につきまして説明をいたします。

今回の補正は3回目で、本年7月に組合側勝訴の判決が確定しまして、ごみ処理施設建設工事の金額を主な争点とする工事費支払い差し止め等請求の訴訟の勝訴にかかわる弁護士報酬金を計上しようとするもので、第1条におきまして、歳入歳出予算額を420万円増額し、歳入歳出予算の総額を19億9,720万5,000円としようとするものでございます。

詳細につきましては、事務局長の方より説明をさせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、引き続き、説明をいたします。

議12-2をお開き願います。

管理者から説明いたしましたとおり、平成17年8月に起こされた施設建設工事の金額を主な争点とする工事費支払い差し止め等請求の訴訟において、本年7月17日、神戸地方裁判所で原告の請求を棄却する組合勝訴の判決がありました。

当該訴訟については、平成17年8月提訴であります。先に提訴されていた平成16年行ウ第52号と原告及び被告双方が同一であったため、平成20年まで弁論準備手続が行われ、口頭弁論については、平成20年3月から6回開催され、今回、判決があったものであり、控訴されていないことが確認され、判決が確定いたしましたので、2名の弁護士に勝訴に係る報酬金を支払うため、計上しようとするものでありまして、歳入において、この財源といたしまして、第4款繰越金、第1項繰越金で420万円を増額しようとし、歳出については、議12-5の事項別明細書で詳細に記載しておりますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第13節委託料で業務委託料として同額の420万円を増額しようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、発言される方は録音の関係上、マイクをご自身の方に向けてお願いいたします。

質疑はございませんか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 1点、420万円の部分なんです。これはきっと算定根拠みたいなのがあると思いますので、その部分を1点教えてください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） この弁護士費用のいわゆる金額の算定でございますけれども、以前には弁護士連合会が決めておりました算定根拠というふうな適用基準というものがございましたけれども、一応、事件の軽重、そういうものもあるというふうな形で、いわゆる基準はなくなりました。そういうことで、基本的には弁護士さんとその訴訟の軽重というふうな形でお話し合いをさせていただいて額を決めるということでございます。

ただ、前のその旧基準につきましても、この報償金、いわゆる成功報酬でございますけれども、この報酬金につきましては、着手金の2倍というのが一つの目安ということになってございまして、そういうことでこの着手金のときに100万円、お一人100万円の額をお支払いをしたというふうな形で、今回、成功報酬ということでお一人について200万円、消費税を入れまして、お二人で420万円というふうな額が適当ではないかというふうな形で考えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 一応、着手金の2倍というところで、この額だということは理解をいたしました。この裁判が7月に神戸地裁で判決が下された後、もう控訴しないということで決着がついたという部分なんですけれども、契約金額が高いのではないかと。談合があったのではないかとというようなことで争われていた住民裁判なんですけれども、談合と決めるには証拠として足りないというようなことがる裁判記録の中にも書かれているわけなんですけれども、そのあたりの部分で施設組合としてはこの裁判がもう最後になるんですかね。まだ、ほかの住民裁判等々があるんでしょうか。その部分だけちょっと確認をさせてください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 後の議員総会でその他のところでもご報告をしようと思っただけなんですけれども、基本的にはいわゆる工事に絡みます裁判につきましては、この裁判で終了したということでございます。全体で工事だけではないんですけれども、ほかの裁判も含めまして、今まで18件の裁判、提訴が。これは地裁段階だけでなく、それぞれのその裁判の控訴審、あるいは上告審、また、差し止め命令、いわゆる差し止め請求命令の仮処分、そういうものも含めまして、18件の裁判関係がございました。一応、これですべて終了したというところでございます。

○議長（岩田秀雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第5 認定第1号
------------

○議長（岩田秀雄君） 次に、日程第5、認定第1号、平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより当局の説明を求めます。

管理者。



○管理者（大塩民生君） それでは、認定第1号、平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

本認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定を受けようとするものであります。

決算の概要につきましては、会計管理者より説明をさせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 会計管理者。

○会計管理者（篠木満司君） それでは、決算認定を決に当たりまして、平成20年度決算の概要を申し上げます。

本決算は平成20年度の当初予算と補正予算の議決に従い、歳入歳出予算を執行した実績を示すものであります。平成20年度決算は、平成19年度決算と比べ、歳入歳出とも約45%の減額となっておりますが、これは19年度の決算額が18年度工事繰越額を含めたものでありまして、単年度比較をいたしますと、19年度に比べ大きく増額となっております。

平成20年度は平成16年度から継続費で取り組んできた施設建設事業の最終年度となりまして、前年度に引き続き、事業地におきまして、機器の設置及び建物建設等、施設建設に鋭意取り組み、平成21年3月29日に竣工式を行いまして、国崎クリーンセンターが完成いたしました。決算も施設建設工事最終年度として、これまでの年度と同様、工事の進捗よくに合わせたものとなっております。

歳入面では、市町負担金、国庫補助金、起債を中心として収入し、また、歳出面においては施設建設工事の出来高に伴う支出を主として行ったところであります。

そして、これらの予算の執行に当たりましては、各市町の財政状況を踏まえ、適正かつ行使的運用を図ってまいったところでございます。

それでは、議案書認1-4ページ、認1-5ページの歳入歳出決算額表により説明をさせていただきます。

まず、認1-4ページの歳入でございますが、歳入合計は歳入予算現額42億363万3,000円に対し、歳入決算額は42億573万4,435円で、予算現額に対し、100.05%の収入率であります。

歳入の款別では、01、分担金及び負担金で10億392万6,000円、03、国庫支出金で10億2,322万8,000円、06、組合債で21億6,610万円の収入となっており、この三つの款で歳入総額の99.70%を占めております。

認1-5ページに移りまして、歳出合計は歳出予算現額42億363万3,000円に対し、歳出決算額は41億1,816万10円で、予算現額に対して97.97%の執行率であります。

款別では、議会費で65.61%、総務費で91.35%、衛生費で98.01%、公債費で100%の執行率であります。なお、予備費につきましては、総務管理費、一般管理費に105万円を充

用しております。

歳入歳出予算差引額は8,757万4,425円であり、翌年に繰り越すべき財源6,155万7,300円を差し引き、実質収支額は2,601万7,125円であります。

次ページの認1-6から認1-9ページにかけましての歳入歳出決算書におきましても、同様の内容を記載しております。

以上、概要を申し上げましたが、歳入の詳細につきましては、担当課長から、また、歳出の詳細につきましては、事務局長からご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩田秀雄君） 担当課長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、決算事項別明細書に従いまして、ご説明申し上げます。

議案書認1-10、11をお開きいただけますでしょうか。

歳入であります。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町負担金におきまして、現計予算額10億392万6,000円に対し、同額の10億392万6,000円を収入いたしました。これは、基本計画経費として、平成20年9月末人口による按分率、この内訳は川西市が69.95%、猪名川町が14.09%、豊能町が10.4%、能勢町が5.56%、また、施設建設経費の内訳は、川西市が69.76%、猪名川町が13.44%、豊能町が10.69%、能勢町が6.11%であります。これらの按分率により按分した金額で、川西市6億7,824万3,584円、猪名川町1億4,528万4,755円、豊能町1億1,496万7,416円、また、能勢町が6,543万2,455円の負担となっております。

次に、第2款使用料及び手数料、第2項手数料、第2目情報公開手数料につきましては、現計予算額1,000円に対しまして、3,270円の収入であります。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目衛生費国庫補助金で10億2,322万8,000円を収入いたしました。

次に、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金におきまして、916万6,744円を収入いたしました。これは平成19年度実質収支額による繰越金であります。

次に、第5款諸収入の第1項預金利子、第1目預金利子におきまして、35万1,353円の収入であり、また、第2項雑入、第1目雑入におきまして、アルバイト職員の雇用保険料において組合が立てかえ払いをした個人負担分につき、その分の返還金として8,061円、また、昨年12月からの焼却炉試運転における発電の売電収入として295万1,007円を収入しております。

次に、第6款組合債、第1項組合債、第1目衛生債におきまして、21億6,610万円を収入しております。この内訳は、平成20年度分の工事及び工事管理に係る地方債でございます。

歳入の説明は以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。

認1-12、13でございます。

まず、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費で、予算現額234万6,000円に対し、節区分、第1節報酬から第13節委託料まで153万9,187円の支出であります。

主な支出内容は、第1節報酬におきまして、議員報酬で108万8,355円、第13節委託料におきまして、定例会2回、臨時会2回、議員総会3回の議事録作成委託料で39万9,500円の支出であります。

次に、第2款総務費に移ります。

第1項総務管理費、第1目一般管理費で予算現額7,849万4,000円に対し、節区分、第1節報酬から次ページの第19節負担金、補助及び交付金まで7,193万6,772円の支出であります。

主な支出内容は、第1節報酬におきまして、管理者など特別職の報酬及び指定管理者選定委員会委員報酬として38万999円、第7節賃金ではアルバイト職員1名の賃金で134万4,800円の支出であります。

第11節需用費におきまして、125万8,167円の支出であります。その内訳は、消耗品費とし、書籍の追録や事務用品等で62万8,046円、公用車の燃料費で15万3,337円、印刷製本費におきましては、広報2回分の印刷で47万6,784円の支出であります。

第12節役務費であります。切手代等の通信運搬費、広報折り込み手数料等の手数料、また、国崎クリーンセンターの火災保険料及び事務所移転に伴う経費を主なものとして394万4,903円の支出であります。

第13節委託料では業務委託料の弁護士委託料で、平成19年に神戸地方裁判所に提訴され、組合勝訴判決を受けた公金違法支出返換及び差し止め請求事件の控訴審についての着手金と勝訴による報酬金、また、神戸地方裁判所伊丹支部での工事差し止め仮処分命令申し立て事件の着手金と勝訴による報酬金等で弁護士2名分、367万6,140円を、竣工式に係る委託料として252万円を支出いたしました。これらの委託料及び点字広報作成の委託料で予備費からの充用を行い、合計629万6,099円を支出いたしました。

次に、第14節使用料及び賃借料におきましては、事務局で使用しております乾式複写機使用料で27万8,958円、パーソナルコンピューター、財務会計システム等のOA機器のリース料で128万2,239円、事業用地のうち、買収できていない用地に係る工事関係土地の借上料54万8,387円。

次のページに移りまして、組合公用車2台分のリース料で97万1,250円等で、合計308万

2, 234円の支出であります。

第18節備品購入費では、軽貨物自動車購入で73万5,710円の支出をし、第19節負担金、補助及び交付金におきましては、その主なものとして、事務局長及び総務課職員4名、計5名分の給与費についての負担金5,341万9,705円のほか、その他負担金といたしまして、組合事務所の維持管理経費及び電話使用負担金など124万7,000円などで、合計5,476万3,705円の支出であります。

次に、第2目公平委員会費で予算現額7万円に対し、節区分、第1節報酬において3万3,300円の支出であります。これは公平委員会1回開催分の委員報酬であります。

第2項監査委員費、第1目監査委員費で予算現額39万4,000円に対し、節区分、第1節報酬、第11節需用費及び第13節委託料の合計で16万466円の支出であります。これは監査委員2名の報酬及び工事監査費用であります。

次に、第3款衛生費であります。第1項清掃費、第1目施設建設費で予算現額38億6,233万9,000円に対し、節区分、第1節報酬から第27節公課費まで37億8,545万1,143円の支出であります。支出の主な内容であります。第1節報酬におきましては、電気技術員及び機械技術員の嘱託員報酬で597万1,200円の支出であります。

次に、第8節報償費におきましては、工事等に伴う周辺環境の影響について協議するため、組織した猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会委員に係る報償費等として、64万3,800円の支出であります。

第19節旅費におきましては、環境保全委員会学識者の旅費及び一般旅費で26万2,360円の支出であります。

第11節需用費では、書籍代や国崎クリーンセンター完成による初度消耗品費として、分別ごみ箱やパンフレットスタンド、また、併設施設製作工房の調理用品等の消耗品費208万5,474円を主なものとして、214万3,494円を支出しております。

第13節委託料におきましては、内訳として工事施工管理業務委託料で4,668万5,000円、試運転に係るスラグ等埋立処分委託279万6,570円、スラグ等の運搬費98万1,135円を主なものとして、5,089万4,295円の支出であります。

第15節工事請負費では汚水管渠敷設工事など、土地造成工事に伴う6件の工事費で1億1,454万3,850円、また、施設建設工事については施設本体工事34億7,846万7,000円と植栽工事2件、3,593万5,200円の合計36億2,894万6,050円の支出であります。

第19節負担金、補助及び交付金では、施設建設課職員7名分の給与費等負担金7,368万5,252円及び水道口径別分担金1,421万2,800円を主なものとして、8,798万8,652円の支出であります。

なお、27節公課費であります。予定していた負荷量賦課金が最終的に対象にならないことが判明をいたしましたので、未執行であります。

次に、認1-16、17に移りまして、第4款公債費、第1項公債費、第1目元金では第23節償還金利子及び割引料で、平成15年度、16年度、17年度の借入分に係る元金償還において、9,668万4,304円の支出であり、第2目利子では同じく第23節償還金利子及び割引料において、現在までに借入れした地方債に係る利子として、1億6,235万4,838円を支出いたしました。

第5款予備費につきましては、総務管理費、一般管理費の委託料に105万円充用いたしました。

次に、認1-18では、実質収支に係る調書、認1-19では、概算に関する調書を掲げております。

最後に、認1-20、21には継続費の清算報告書を掲げております。

まず、平成16年から20年度までの5年間の継続費で取り組みましたごみ処理施設建設工事であります。全体計画では継続費の合計172億400万円でありましたが、実績といたしましては、年割額は繰り越しがあったことから額の相違があり、合計としましては172億343万5,200円で、少額の清算であります。

この財源については、実績欄の財源内訳に記載しておりますが、それぞれの合計は国庫補助金が64億185万円、地方債が94億150万円、そして、その他、これは市町負担金であります。14億8万5,200円です。

また、平成17年度から20年度の4年間の継続費であります。工事施工管理業務委託では、全体計画、実績とも1億5,508万5,000円です。この財源内訳は、国庫補助金2,526万円、地方債が1億490万円、市町負担金が2,492万5,000円です。

以上で、平成20年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算書についての説明を終わります。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田秀雄君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出に分けて行います。

まず、始めに、歳入について質疑はございませんか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 1-10のところで、売電の収入が12月からあったということなので、済みません。細かい部分、どれぐらいのワット数で売れたのかという部分をちょっと教えていただきたいんですけども。それは大体、予定どおりなのかどうかというところもお聞かせください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 売電収入でございますけれど、実は12月から試運転に入っておりますけれども、売電でお金入ってきておりますのは、1月、2月、3月分でございます。1月分につきましては、これは夜間の料金が6.44円、それから、昼間、これは8時から夜の10時までの時間が8円42銭というふうな形でございます、1月分は93万5,419円、それから2月が179万2,817円、それから、3月が22万2,771円ということでございまして、いわゆる試運転でとめたりしております。そういうことで、まだ、予定してた分とどうかという部分でございますけど、ちょっとこれにつきましては、当初からどういう形になるかというのは、ちょっと予測できなかった部分でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 歳入につきまして、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） 続いて、歳出について質疑を求めます。

歳出について、何か質疑ございませんか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 認1-15のところの13の委託料のところですか。03、衛生費の13、委託料。業務委託料のところ、工事施工の部分とそれから、スラグのことが出てたんですけども、スラグのもう少し詳細を何キロというんですかね、何トンというんですかね、ちょっとそのあたりのことを教えてください。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） スラグの処分代といいますが、業務委託料につきましては二つありまして、国崎クリーンセンターからフェニックスまでの運搬料とフェニックスでの処分料の2本立てになっております。全体の量としまして、運搬の方が576.8トンで、単価が1,701円で、合計98万1,135円でございます。それから、処分の方が単価が4,830円で、これ、ちょっとうちの計量とフェニックスの計量と若干、差がございまして、579トンということで、全体で279万6,570円となっております。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） その使用料、14節ですね、使用料、賃借料のところ。13ページですか。これの土地借上料が54万8,387円、20年度の決算、これですけど、21年度も今現在も執行しているようなところを借り上げてくるようになってますが、その関係の借り上げたり、あと購入とかいう話になってますが、現時点ではどんな感じになってますか。もう買うような話になったんですか。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 今お尋ねのところは、未買収地の土地借上料の部分であろうと思います。

21年度も3月末の臨時会で、補正でこの部分をふやしていただいたというところでございます。当然、できるだけ早く買収を進めるべく準備をしております。一度、20年度で歳入歳出両面に渡りまして、補正減ということになりましたので、買収ということになりますと、改めて、歳入歳出について、補正する必要がございますので、その辺の調整が整いました段階で、また、議会の方に上程をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 決算やからあんまりやいやい言われるねんけど、要は見通しとしては、もう話がついて、来年の2月、3月の本会議じゃなしに、要は補正というんか、臨時でもして、我々の方に上程すると、そういうことで理解しといたらいいね。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 当然、今、ご指摘のように調整がつかましたら、定例会ということをお待ちでもなく、臨時会の方をお願いして補正ということもお願いをしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 認1-15の衛生費のところであらうかなと思います。01の15です。工事請負費であらうかなと思っておりますけれども、間違ったら済みません。

施設建設に係る工事は一応、この年度で一段落というところでの支払いなんですけど、ごみ処理施設建設工事については、JFE環境ソリューションズと前田建設のいわゆる合同の企業体ということになっておりますが、お金の支払いとしてはJFEの方にすべて一括で入れて、その後、企業体としてお金を分けるというような段取りになっているのかという確認と、それはそれぞれの仕事のあり方で、きっと割合とか全く変わってくるので、そういうことについては、もう施設組合としては関知していないということなのかということを確認させてください。

それから、もう一つは、土地造成の部分でもしかしたら、この年度にはもう終わってしまっているのかもわかりませんが、建てかえ用地ということも含めて、グラウンドを整備をされている。きょうはとてもお天気のいい状況で芝がきれいに緑に育っているんですけども、前回来たときは、まるでちょっとプールみたいになっていたんですけども、ああいうふうな状況っていうのは、もちろん集中豪雨の部分もあると思うんですけども、いわゆる土地のいわゆるあり方というような状況も含めて、調査もして、造成工事等も行われたということになっているのか。グラウンドとして、これから使用して、貸し出しをしていくというような状況が出てきていますよね。これからまだ、少し先ですけど

も。そういった中でのいわゆるグラウンド整備としての土地造成をちゃんとやったのかどうかというのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） まず、1点目の施設建設工事のJVの割合でどういう支払いをしたかということでございますけれど、これはこちらはJFE環境の方にすべてお支払いをして、その内訳はそれぞれそのJVの中での取り決めというふうな形で支払いをしておりますので、こちらとしましては、どれだけの額をそれぞれ受け取ったかというのは関知をしております。

それから、土地造成工事の多目的広場の関係でございます。この間、雨が降っていた中で非常に排水が悪いということでご心配をおかけしているところでございますけれども、これはちゃんといわゆる多目的広場として利用する、グラウンドいうんですか、スポーツもできるような形で使用するというので、一応、均一にして、その上で芝生を張らしていただいたところでございます。

それで、実は一度、排水がというんですか、悪いんで、再度、やり直させたところでございます。ただ、それ以後、この間の集中豪雨みたいな形ではちょっと対応できてないかもわかりませんが、以前よりはその辺で最終的に排水工事を再度、芝生を張った後にやりました。そういうことも含めて、ここを皆さんにご利用いただけるような形でのグラウンドとしてなっていくように、これからも努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 排水が悪いのでやり直したのは、芝を張った後ということなので、それが済みません、いつなのかというのをちょっと聞かせていただきたいのと、それは、済みません。どの業者さんがやったことになるんですかね。この支払い状況というのを資料で出しているんですけども、そのいわゆる予算内でいわゆる増額なしでやっていただいたというようなことなのか、ちょっと済みません。そのあたりのことをちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） この芝生を張った後に排水が悪いということで、再度、工事をやり直したという部分につきましては、この3月にその工事をやっております。工事の増額等はございません。

いわゆる工事につきましては、これはいわゆる定例会の議案資料ということで、先にお送りをさせていただいている資料の2ページのこのごみ処理施設建設工事の本体工事の中でさせたということでございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。



○16番（黒田美智君） ごみ処理施設建設工事の一つとしてさせたということは、この表の済みません。下の部分のJ J F E環境ソリューションズのところでやったというふうに理解していいんですかね。済みません。ちょっとごめんなさい。そこのところ、ちょっと確認させてください。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 下の施設建設に係る各種工事ということの、猪広第2号、ごみ処理施設建設工事、この中で芝生、排水の部分は工事としてしたものでございます。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） その部分で増額としてはないということなんですけれども、それはもう最初からそういう契約で行って、一度、やったけれども、排水が思わしくないのも、もちろん、それはもう業者の責任でやりなさいということになったのかというのが1点、確認。

それから、済みません。資料1のところ、この間、20年度のね、決算だけではなくて、土木建設も、施設建設もどちらもこういう予定だったけれども、実はこういうふうになりましたという表をいただいたんですが、平成20年10月から試運転の期間にはなっていますけれども、立ち上げ時の排ガス基準の部分があったので、これは12月から試運転というふうに理解をしてよろしいでしょうか。済みません。その二つ、確認を。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） まず、その排水工事につきましては、非常に排水が悪いということで、業者の責任に行させていただいたところでございます。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 実際の炉に火を入れるという試運転は確かに12月からでございますが、その前の単体の試験等につきましては、10月から行っております。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 先ほどの関連があるんですけど、多目的広場の横に倉庫棟が立っていますね。あれ、倉庫棟は、費用は幾らぐらいかということと、あの中にはどういうものが入っているかということと、グラウンドを利用される場合はあれ、横に駐車場がありますけども、どんな形で利用できるのかということと、それから認定の19ページにあるんですが、公有財産の土地及び建物、あるいは2番の物品、こういう中にどんな感じで含まれているのかということと、もう一点は、2番の物品の中で、ちょっと決算見とったら、事務用機器類が477って何か、ずば抜けて非常に多くなっていう感じがするけど、これは主にどんな内容ですか。ここら辺、ドーンとふえているけど、主なやつだけちょっと簡単に。簡単でいいです、説明してください。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） ちょっと倉庫棟の建設費につきましては、ちょっと手元に資料

置いていませんので、後ほどお答えしたいと思います。

倉庫棟の中には、着がえ等のスペースと、あとシャワー等が備わっております。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 消耗品の額が出ているというところでございますけれども、いわゆるこの初度消耗品、あるいは初度備品というところで、いわゆるこの施設が稼働を開始するというところで、いろいろ先ほども申し上げましたように、啓発用のパンフレットの置く分とか、案内板、そういう部分のまず、初度消耗品、実は消耗品費でございますんで、非常にいろんなものを取りそろえた。パンフレットスタンド、手提げ金庫、ピクチャーフレーム、電話台、ゴミ箱、あるいは分別ゴミ箱というふうな形で、いろんなものをそろえております。

それから、初度備品といたしましては、車いすとか担架とか、ポータブル折り畳いすとか、そういうふうなものをいろいろそろえた部分でございます。そういうことで、この衛生費の消耗品あるいは備品につきましては、そういう金額になってございます。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 安田議員。

○7番（安田忠司君） 事務用機器だけ説明して。477点いうやつ。それとその上のその他の施設で30万9,519平米って、これはここの建物のことでしょうか。今言うている小さいながらも、倉庫塔があるんやからね、そういう区分でここに書くのかなということで、僕はちょっと思いつたんですけど、そこら辺の区分はどんな感じになってます。学校とか、公営住宅とか、公園とか、その他施設とか書いてますわね。本庁舎とか消防施設とか、こういう区分というのは何の目的でこういう区分にして、何でこんなぎょうさんブランクがあるの。それもちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 財産に関する調書の部分でございますけれども、申しわけございません。これはこういう書式があったということでございまして、いわゆる土地、公有財産の表すところのいわゆるフォーマットにのっとって、こういうふうな形でつくらせていただいたところでございますので、当然、一部事務組合でございますので、こういうところは要らないというふうな形で、また、検討させていただきます。

以上でございます。

○7番（安田忠司君） 後の事務用機器、477個、どこにあるということ、1点。そんなにぎょうさん買うてるのかっていうて。それがわからん。

○議長（岩田秀雄君） 渡部次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 消耗品類につきましては、先ほどもちょっと説明しておりますとおり、いわゆる需用費の消耗品、今回、初度消耗品という形で、まず、衛生費では208万5,474

円、それから、一般管理費につきましては、62万8,046円というふうな形で。

○7番(安田忠司君) 事務機とちやうんかい。こういう形のものを使うてる、事務費の中。

○次長兼総務課長(渡部秀男君) 事務用機器類でございます。申しわけございません。事務用の機器類につきましては、いろいろな事務的な費用を事務的に使っている機器でございます。

○議長(岩田秀雄君) これ、この物品のまず、単位は記入されていないけども、これはどうなってるんですか。

○次長兼総務課長(渡部秀男君) これは個数でございます。

○議長(岩田秀雄君) 個数。

○次長兼総務課長(渡部秀男君) はい。先ほども申し上げましたとおり、今回、初度消耗品というふうな形でいわゆる非常にこういう機器類をごみ箱等、いろいろそろえました。そういうふうな形で、ここ、それぞれ数えまして、挙げさせていただいているところでございます。

○議長(岩田秀雄君) ちょっともう一回、その事務用機器類の477個というのは、何なのかというのを。

安田議員。

○7番(安田忠司君) 金額で言うたら何ぼになるんですか。もう一点ね、上に関するんやけど、この本庁舎というんか、議会棟とかそういったことはいいんですけど、ああいう倉庫は単独で小さいながらも、ぼつんと離れているんやけど、それは合算でこうして土地、建物のね、中のこの30万9,519平米、合算でこうしてドーンと入れてもいいのかなという、ちょっと細かい話やけど、それをちょっと聞いているんですけどね。

○議長(岩田秀雄君) 渡部次長。

○次長兼総務課長(渡部秀男君) いわゆるこの物品の個数につきましては、例えば、机類等でございます。一番上、机類と。

いわゆるこれ、すべて備品台帳、それからそういう消耗品台帳、全部とらえまして、すべて数を数えてここに挙げさせていただいている部分でございます。

いわゆるこれが決算の額とどういうふうな関連があるんかということでございますけれども、先ほど申しておりますとおり、備品購入、初度備品、あるいは初度消耗品費の中で、衛生費の中のいわゆる衛生費の第11節需用費の部分の消耗品費、あるいは18節備品購入費のところの初度備品849万円というふうな形で挙げさせていただいている、そこに含まれているものでございます。

○議長(岩田秀雄君) 安田議員。

○7番(安田忠司君) 細かい話聞いて、あれあれ買うた言うて、僕はふん言おう思っと思ってんけど、何かわからへんからね、ちょっとこれ出していけません。

(「備品台帳出せいうことや」の声あり)

○7番(安田忠司君) 備品台帳出してちょうだい。この477点だけ。あれ、これって、こうして並べてもらったら、僕はええ思っとった。477点って、何かちょっと偉い多いな言うて、そういう常識で考えたらね、思っているんで。別に買いはったと思うんやけど、あれ、これって、今言うてもらったらええねんけど、何か一つも具体的に言われへんからさ。

それとさっき言うてる、倉庫棟、小さいながらもね、ああして単独でポンあったときは、こういう建物の区分としてはね、合算でこうしてやるんか言うて。川西の場合やったら、全部、分散で、ここはどういう建物で何ぼということしてるんじゃないのということ、ちょっと聞いているねん。それについて、いやいや、一緒にしてまんねんやったら、一緒にしてるでいいねんけど。そういうことをちょっと聞いているんです。答えてください。

(「わからんのか、質問は、わかっているのか」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) 渡部次長。

○次長兼総務課長(渡部秀男君) この事務用機器類のいわゆる明細をお出しするということは当然で、きると考えておりますんで、もし、出すような形で決まりましたら、お出しをさせていただきます。

○議長(岩田秀雄君) それ、提出していただくということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) じゃ、それ、後ほど内容、主立ったもの、提出をお願いいたします。

他に。黒田議員。

○7番(安田忠司君) いやいや、議長、今言うてる、土地、建物の。

○議長(岩田秀雄君) 土地、建物の。ああ、そっちのか。

○7番(安田忠司君) 区分だけ。合算でええんか、あんな小さいやつから一緒にしてまんねんということなのかということだけ聞いているから答えてくれたらええねや。いや、建物単独であるやろ。言うてる駐車場13台ぐらいのところ。だから、一つやったら一つで構わへんねんけど、どないなってますか、あそこの建物もちゃんと延べ面積の中に入っているでしょうなということ聞いているねん。

○議長(岩田秀雄君) 渡部次長。

○次長兼総務課長(渡部秀男君) いわゆる工事費としましては、いわゆる倉庫棟、これも合算でございます。それから、土地のこの公有財産の部分でございます。これは土地、建物という形で、これも全部、いわゆる土地の平米数でございますんで、この土地の全体の平米数を財産という形で挙げさせていただいたところでございます。

○7番(安田忠司君) 後で調べるわ。ずっとこれ、30万9,519という数字、何となく覚えているからな。倉庫棟入っていないん違うか。何かそんな感じするけど。後で調べます。はい、わかりました。

○議長(岩田秀雄君) 黒田議員。

○16番（黒田美智君） ごめんなさい。1点、確認です。衛生費のところ、試運転が始まってからね、随時、1市3町のごみを搬入して燃やしていくというような状況になったんですが、3月末までに燃やしたのが、猪名川町、豊能町、能勢町の事業系のごみとかもみんな含んでいたのかというようなところ、ちょっと3月までで試運転で燃やしていたごみをちょっと教えてください。

○議長（岩田秀雄君） 井上次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 豊能郡環境施設組合の豊能町、能勢町につきましては、一般ゴミプラス事業系のごみも当国崎クリーンセンターの方に搬入されて処理されていましたが、川西市と猪名川町については家庭系ごみのみの搬入でございます。

○議長（岩田秀雄君） 他に。

歳出の質疑はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） それでは、ほかはないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 平成20年度というのは、造成工事の一部残った部分がありますけれども、一段落もして、施設建設も終わって、いよいよ本格稼働になっていくという時期で、先ほど一般質問のときにも述べましたけれども、運転を委託するのか、直営であるのか、それから、委託にしても、直営にしても、本格稼働に向けて本当にやっぱり住民が理解、納得できるような体制をちゃんとつくっていただきたいということとずっと訴えもさせていただいたという経過の中で試運転が始まったところなんですね。この間、不適合事象という言葉がいいのかどうかは別ですけど、そういうふうな報告を受けることが多々起こってきている中で、排ガス基準の問題だとか、さまざまな火災等々のそういう事象に対する部分で、先ほども明らかになりましたけれども、その職員の体制、委託の水準書と現状との差等がね、本当にこういうことがあってはならないようにと、るるこの場でもお願いをしてきたけれども、実際には後々になって、いろんなことの手際がわかってくるということが、本当に理解しにくい部分です。もちろん、先ほど出ていましたけれども、大きな何百億円というお金がかけて、造成、建設というような状況の中でね。やっぱりして当たり前のことが行われてこなかったことが、いろんなほころびとして、今、実際に本格稼働になって見えてきているという状況なんだろうなというふうに思っています。

試運転の本当にその最初のころから、立ち上げ時の排ガスの部分、それから12月のデータがなかったりとかってというようなことなんかも、施設組合の側から説明を受けますけれども、なかなか理解に苦しむ部分が多い点がこの後、不適合事象の話もあると思いますので、また、そこでできっと出てくると思うんですが、そういったことが、本当に住民が納得できないだけではなくて、よりいいのかど

うか、本当に大丈夫なんというようなことが危惧されるようなことにつながっていつている。試運転から3月末で終わって4月、本格稼働になったというのは、ただ、年度が変わったから本格稼働になったんじゃないの。施設組合として、だれが本当に責任を持って本格稼働をスタートしたのかということも明らかでないというような状況がある中の平成20年度の決算というところでは認定できないという部分。

それから、先ほど、弁護士費用のところでも、住民裁判が一応、決着がついたという中でね。裁判官の方でも、談合というのはいわゆる秘密裏に行われるものであると。原告住民たちがその証拠を立証することはとても難しい。そういったこともつけ加えての裁判の判定になっているという状況の中でね、やっぱり施設組合として企業に対して、しっかりと住民の税金を使うという立場を明確にして、追求もし、調査もしたのかということでは不十分ではないかなというような部分もあります。そのこともつけ加えて、この決算には認定できないという立場を取らせていただきます。

○議長（岩田秀雄君） 他に討論はございませんか。

討論を中断いたします。

事務局長。

○事務局長（水越保治君） 先ほどの財産に関する調書のところで、ちょっと土地、上の公有財産のところで、土地及び建物という表がございますが、こちらの方で建物の部分についての面積が記入されておられません。これをちょっと入れるべきではないかというふうなことがちょっと今、あれしましたので、しばらくご休憩をいただきまして、その部分についてのご報告をさせていただきたいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩田秀雄君） それでは、資料作成のため、しばらくの休憩いたします。

（休 憩 14時40分）

（再 開 14時50分）

○議長（岩田秀雄君） 再開いたします。

事務局長。

○事務局長（水越保治君） 大変失礼をいたしました。

決算書の財産に関する調書の部分で、1-19のページでございますけれども、公有財産で土地及び建物、(1)の部分で土地の部分だけが表として上がっておりますけれども、3月末に建物の引き継ぎを受けておまして、これの面積を少しちょっと欄外にメモをいただけたらと思ひます。資料の方はでき次第、直ちに差しかえをさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

建物の総面積は2万3,854.54平方メートルでございます。もう一度、申し上げます。2万3,854.54平方メートルでございます。大変失礼をいたしました。建物は全部合わせての倉庫

棟も含めての面積でございます。

○議長（岩田秀雄君） その内訳は今、わかりますか。

（「ちょっと待ってください」の声あり）

○7番（安田忠司君） こんなんね、ただ、口頭で説明するというのは具合悪い。

○議長（岩田秀雄君） いやいや、今、説明いたします。

（「準備できるまでの間や」の声あり）

○7番（安田忠司君） そしたら、もうそれやったら。

○議長（岩田秀雄君） そしたら、資料、今、作成中ということで、でき上がり次第、決算書の追加資料として提出したいと、こういうことでよろしいんですか。

事務局長。

○事務局長（水越保治君） 財産に関する調書の部分を差しかえさせていただきたいと思います。

もちろん建物の面積の部分を追加するという意味でございます。

○議長（岩田秀雄君） じゃ、議員の皆さんにお諮りしたいんですが、今、建物に関して、追加で資料として提出したいとこういう申し入れがございますが、その件についてどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。それでよろしいですか。追加資料として。よろしいですか。

松田議員。

○2番（松田恭男君） これ、一応、決算の討論に入った時点やから、これが果たしてよいものかどうか、僕もちょっと理解できひんねん。差しかえとか追加の資料、差しかえ資料を出すということは、果たして通用するもんか。これ、議論の中でやったら、ああ、足りません、これ、追加してくれということもあり得るかもわからん。もう決算をあれをして、討論に入って、それができるのかどうかということ、ちょっと僕も事務局でわかったら教えてほしいんですけど。

○議長（岩田秀雄君） 今、討論で中断している最中です。討論はまだ終わっておりませんので、今から討論の継続、行います。その間に中断させていただいて、建物についての追加資料を提出していただくと。まだ、でき上がっておりませんが、一応、それを今、お諮りして、一応、これは了ということでもよろしいですか。

○2番（松田恭男君） それをそこで了とするかどうかということが、できるかどうかということ僕、ちょっと事務的にわからんので、聞いているんです。

○議長（岩田秀雄君） 追加資料として認めていいかどうかということですね。

○2番（松田恭男君） そうですね。

○議長（岩田秀雄君） 久保議員。

○9番（久保義孝君） 基本的にね、討論は、私は終わるべきやと思うんです。それで、決算やからね。それでこれはその決算、その建物についてはね、これだけの平米数がありますよということを後から

資料として皆さんに出しますと。そうでないと、資料として出てきたらね、決算したことになれへんでしょう。後からそんな決算して賛成しといてね、追加、そんなん、絶対基本的にないですやん。だから、討論が始まってしまった以上ね、討論は全部してしまわなだめですよ、基本的に。そして、その後で、討論の後で資料等、不足していましたので、この不足資料として出すと。それで我々はそれを見て、この平米数がそれで合うてたら、そら、それでいいわけね。

○議長（岩田秀雄君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 先ほど意思表示をしてしまったんですけれども、逆にね、財産に関する調書というのが認の1-19ですよ。ここで今、局長がおっしゃったみたいに、3月末にもう建物も引き継いでいるのに、財産として載ってないという不備はいけませんよね。だから、その部分の処理をどうしたら一番、今の話の中でしたらいいのかというのをちょっと整理していただいて、再開という方向やないと、何か少し無理があるように思うんですね。資料として追加ではなくて、財産としてあるべきはずの資料としてというかな。ついてないわけですよ。ほんまは財産なわけでしょう。だから、不備なわけですよ、ある意味では。だから、ちょっとそこをどういうふうな段取りにしたら、一番、規定どおりいくのかというのは、ちょっと相談してもらったらいかがですか。

（「いずれにしても、先に討論は終えた方がいい」の声あり）

○議長（岩田秀雄君） 整理いたしますが、既に決算書は提出されてまして、資料等での不備等ございますが、あくまでも、今、提出された資料において、これを認定するかどうかの今、もう既に入っております。途中で建物に関してのその資料という、提出というあれがございましたけども、きょう、今現在、もう既にその資料はないという前提での結論を出さなければいけないと。

今、各議員の意見が今、二つ分かれているんじゃないかと思うんですけども。

前田議員。

○4番（前田 貢君） これね、財産に関する調書が問題なんで、久保議員がおっしゃったようにね、先に討論を済ませて、そうすると討論済ますんで、採決はまた別ですから、その間に調査の不備を直そう、差しかえると、本来はそうですね。これ、いらんこといっぱい書いてあるね。全部消して、本来の調書をきちっとつくってほしいですわ。それも含めて採決をしてもらわんと、採決はしたわの、これはこれでええのとなってしまうんで、これは不備になりますね。おかしい。だから、先に討論だけやるけれども、財産に関する調書はそこで採決入る前にちゃんと差しかえてもらわんと、これはうまくいかないと思いますね。だから、久保議員がおっしゃるとおりや。僕は思っています。

○議長（岩田秀雄君） 事務局に確認しますが、資料は今、作成中で、これ、いつできますか。

事務局長。

○事務局長（水越保治君） 今、作成しておりますので、ちょっと30分ほど。

○議長（岩田秀雄君） ちょっと休憩いたします。休憩に入ります。



(休憩 14時57分)

(再開 15時18分)

○議長（岩田秀雄君） それでは再開いたします。

事務局長。

○事務局長（水越保治君） 大変申しわけございませんでした。

ただいま財産に関する調書の部分、差しかえの準備ができましたので、その部分を差しかえさせていただきますとともに、建物の部分についての参考資料を合わせてお配りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田秀雄君） 配付をお願いします。

(資料配付)

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、差しかえさせていただきました財産に関する調書についてご説明申し上げます。

当初に入っておりました調書の土地の部分の横に右側に建物の財産の内容を記載させていただいております。非木造の延べ面積で2万3,854.54平方メートルでございます。これの内訳につきましては、参考資料を配付させていただいております、それぞれの建物別の面積が表示されておりますので、ご参考に満ていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩田秀雄君） 資料についてよろしいでしょうか。

安田議員。

○7番（安田忠司君） これでわかったんやけど、ちょっとそしたら数字言うからな、それで合うてるか言うて、ちょっと言うて。2万3,854平米やろ。焼却施設が1万2,410平米、リサイクルプラザが9,370平米、管理棟が1,670平米、倉庫棟が356平米で合うてる。それだけ教えてほしいんやけど。そしたら、2万3,854になるのちゃうかな。個々に教えてください。私の言うてる数字で合っていれば、それでいいんですが。

いや、個々に言うてもうたらええよ、そっちから。

○議長（岩田秀雄君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 各館の延床面積、それぞれ一番下の方に面積が書いてございますけれども、これをトータルしていただきますと2万3,854.54平方メートルになるということでございます。

○議長（岩田秀雄君） これ、個々に載ってますが、参考資料に載っているとおりですが。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) それでは、先に今、差しかえの調書をこれで認めるということでお諮りいたしますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) それでは、先ほど討論の途中で中断しておりますので、討論から継続させていただきます。

他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

本案については、起立により採決いたします。

原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岩田秀雄君) 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長(岩田秀雄君) 以上で本日の日程は終了し、定例会に付議されました案件は議了いたしました。お諮りいたします。

会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩田秀雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(岩田秀雄君) 終わりに際しまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

管理者。

○管理者(大塩民生君) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、深甚なる敬意を表しますとともに、心から御礼を申し上げるところでございます。本定例会におきましては、補正予算(第3回)及び決算認定につきまして、ご審議を賜りまして、そして、原案どおりご決議を得ましたことにつきまして、本日、閉会の運びとなりましたことにつきまして、組合運営のためにまことに同慶にたえないところでございます。

終わりに臨みまして、議員の皆様方におかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして、組合のさらなる発展にますますご活躍をされますことを祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(岩田秀雄君) 第4回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は補正予算、決算認定など、重要案件を審議いたしました。議員各位のご精励によりまして、ただいま閉会を宣告できますことはまことに喜ばしい限りでございます。

議員各位のご精励と、理事者各位のご協力に深く敬意を表するものでございます。議員各位におかれましては、この上とも十分にご自愛くださいますようお願いいたしまして、閉会のあいさつといたします。

~~~~~

○議長（岩田秀雄君） これをもちまして平成21年第4回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後3時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年8月19日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

議 長 岩 田 秀 雄

第 1 日

松 田 恭 男

会議録署名議員

同 梶 田 忠 勝